金山町

地域防災計画

（一般対策編）

令和８年度版

金山町防災会議

目　　次

（一般対策編）

第１章　総則

第１節　計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第２節　計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　　１　計画の性格
　　２　計画の構成
　　３　細部計画の作成
第３節　防災の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　　１　周到かつ十分な災害予防
　　２　円滑な災害応急対策
　　３　適切かつ速やかな災害復旧・復興
第４節　防災関係機関の業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　　１　町及び消防機関の業務
　　２　町民の役割
　　３　指定地方行政機関の業務
　　４　県の業務
　　５　指定公共機関及び指定地方公共機関の業務
　　６　災害協力団体及び防災関係団体の業務
　　７　自衛隊の業務
第５節　災害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　　１　風水害
　　２　火災
　　３　土砂災害
　　４　雪害
　　５　農林業災害

第２章　金山町の概要

第１節　自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　　１　地勢
　　２　気候

第２節　社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
１　人口
２　交通
３　産業
第３節　災害の発生の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１　風水害
２　土砂災害
３　雪害
４　火災
５　その他災害

第３章　災害予防計画

第１節　災害に強い町づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
１　主要交通・通信の機能強化
２　建築物の安全化
３　ライフライン施設等の機能の確保
４　治山治水等の事業の推進
５　消防水利施設の整備
６　防災関連備品等の整備
第２節　災害に強い体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
１　町防災組織の整備
２　町民防災組織の設立と育成
３　文教対策
４　要配慮者への対策
５　防災関係機関相互の連絡体制
第３節　各種災害の未然防止活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
１　風水害の防止対策
２　火災の防止活動
３　土砂災害の防止活動
４　雪害防止活動
５　農林業災害の防止活動
第４節　円滑な災害応急対策への備え・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
１　災害発生直前の対策
２　情報の収集、連絡
３　災害応急体制の整備
４　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

５　消防・救急救助及び医療活動
６　緊急輸送活動
７　避難収容活動
８　食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動
９　ライフライン施設等の応急復旧活動
１０　被災者等への的確な情報伝達活動
１１　災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立
１２　各種支援の受入体制の確立
１３　防災関係機関の防災訓練の実施
１４　災害復旧、復興への備え
第５節　町民の防災活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
１　防災思想の普及徹底
２　防災知識の普及・訓練
３　町民の防災活動の環境整備
第６節　災害及び防災に関する研究及び観測等の資料の収集・・・・・・３１

第４章　災害応急対策計画

第１節　災害発生直前の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
１　警報等の伝達
２　住民の避難誘導
第２節　発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保・・・・・・・・・３８
１　災害情報の収集、連絡
２　通信手段の確保
第３節　活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
１　職員の活動体制
２　広域的な応援体制
３　防災関係機関相互の連携体制
４　災害対策本部等の設置等の確立
５　自衛隊の災害派遣
第４節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動・・・・・・・・・・・・４７
１　災害危険箇所の点検
２　警戒避難体制の整備
３　災害の拡大及び二次災害の防止活動
第５節　救急・救助、医療及び消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・４８
１　救急・救助活動
２　医療活動

３　消火活動
第６節　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動・・・・・・・・・５０
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
２　交通の確保
３　緊急輸送活動
第７節　避難収容活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
１　避難誘導の実施
２　避難所の整備
３　応急仮設住宅等の対策
４　要配慮者対策
第８節　食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動・・・・・・・・５５
１　給水対策
２　食料供給対策
３　生活必需品の供給対策
第９節　保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動・・・・・・・・・５７
１　保健、衛生活動
２　防疫活動
３　遺体の処理等の活動
第１０節　社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動・・・・・・・・６０
１　社会秩序の維持
２　物価の安定、物資の安定供給
第１１節　ライフライン施設等の応急復旧活動・・・・・・・・・・・・６０
１　電力施設の応急復旧活動
２　簡易水道施設の応急復旧活動
３　鉄道施設の応急復旧活動
４　通信施設の応急復旧活動
第１２節　被災者等への情報伝達活動・・・・・・・・・・・・・・・・６２
１　被災者等への情報伝達活動
２　住民等からの問い合わせに対する対応
第１３節　応急教育活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３
１　教育施設の応急復旧活動
２　応急教育の実施活動
３　児童、生徒の避難活動
４　文化財等の応急対策活動
第１４節　自発的支援の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４
１　ボランティアの受け入れ
２　国民からの義援物資、義援金の受け入れ

第１５節　各種災害において留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・６５
１　風水害
２　火災
３　土砂災害
４　雪害
５　農林業災害
６　原子力災害
第１６節　要配慮者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７
１　要支援者に係る対策
２　社会福祉施設等に係る対策
３　障害者及び高齢者に係る対策
４　児童に係る対策

第５章　災害復旧・復興

第１節　地域の復旧・復興の基本的方向の決定・・・・・・・・・・・・・６９
第２節　迅速な原状復旧の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
１　被災施設の復旧等
２　がれき・風倒木の処理
３　激甚災害の指定
第３節　計画的復旧の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
１　復興計画の作成
２　防災まちづくり
第４節　被災者等の生活再建等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・７１
１　義援金の配分
２　被災者の生活確保
３　被災者への支援
４　災害弔慰金の支給
５　罹災証明書の交付
６　被災者台帳の作成
第５節　被災中小企業・農業の復興その他経済復興の支援・・・・・・・７５

第１章　総　則

第１節　計画の目的

この計画は、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的に計画し、かつ有効的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、風水害等による被害の軽減を図り、社会秩序の維持及び公共の福祉の向上をはかることを目的とする。

第２節　計画の概要

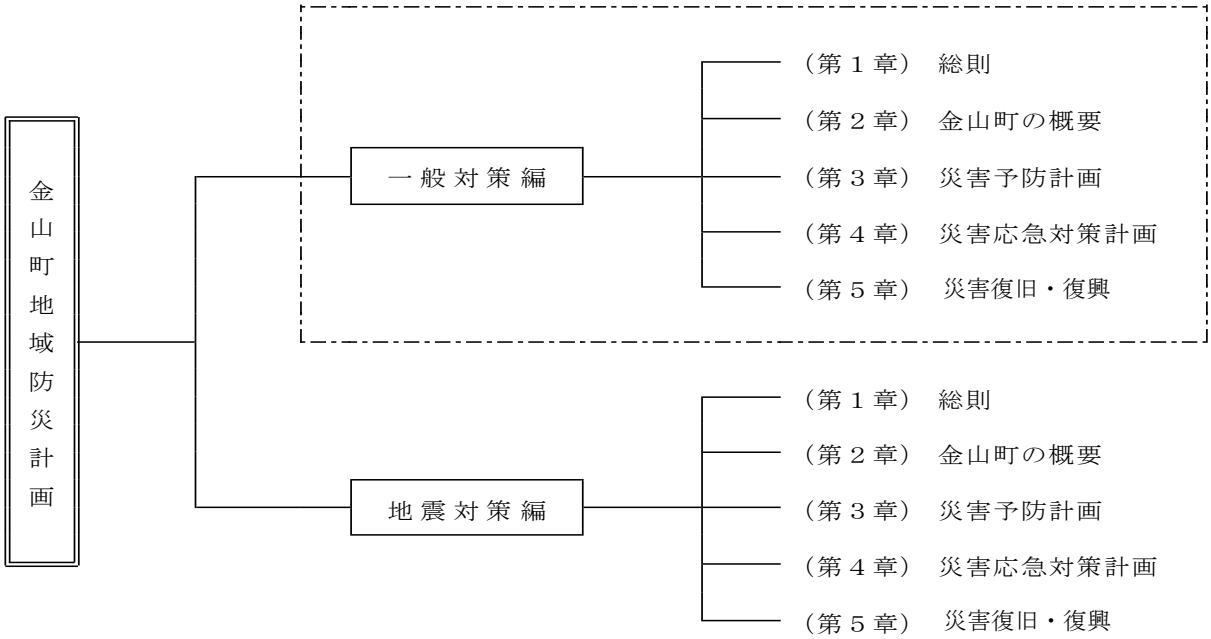
１　計画の性格

この計画は、金山町防災会議が作成する災害対策に関する計画であり、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、福島県地域防災計画と整合性を持つものである。

また、同法第 42 条により毎年検討を加え、必要に応じて修正するものである。

２　計画の構成

金山町地域防災計画は一般対策編と地震対策編とからなり、それぞれ次のような構成である。本書は一般対策編であり、地震対策編は別に作成する。



3　細部計画の作成

本計画の実施にあたり、必要となる細部の計画は、本町各課等及び防災関係機関があらかじめ定め、また必要に応じて修正し、本計画を補完するものとする。

第３節　防災の基本方針

防災は、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があり、これらの活動を円滑に行うことが防災の基本である。

1　周到かつ十分な災害予防

災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通、通信機能の強化、国土保全事業等による災害に強い町の形成、並びに構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保を進める。

また、町民の防災活動を促進するために、住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織の組織化の推進や防災士等の多様な主体が地域の防災活動に参加できるよう取り組む。

2　円滑な災害応急対策

発災直後の被害規模の早期把握、災害に関する情報の迅速な収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を図る。災害発生中にはその拡大を防止するための消火・水防等の災害の拡大防止活動を円滑に進める。

被災者に対する救急・救助活動と健康状態の把握、生活維持に必要な食料・生活必需品等の調達、供給を進める。

また、被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設・設備の応急復旧を進める。

3　適切かつ速やかな災害復旧・復興

被災地域、被災施設の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進を行い、再度の災害防止となり、更に快適な生活環境を目指したまちづくりを進めるよう対応する。

被災者に対する資金援助、住宅確保など自立的生活再建の支援並びに中小企業の復興等、地域の自立発展に向けての経済復興の支援を進める。

第４節　防災関係機関の業務内容

町、県及び防災関係機関のほか、防災計画遂行上関係のある公共的団体相互の協力のもと、町民の生命及び財産を災害から守るため、おおむね次の業務を処理する。

１　町及び消防機関の業務

（１）町防災会議に関する事務

（２）災害予防対策

①　防災施設、防災組織の整備

②　災害用物資及び資材の備蓄

③　防災思想の普及及び防災訓練等の実施

（３）災害応急対策

①　被害の調査及び情報の収集

②　気象情報及び災害に関する情報の伝達

③　災害の拡大防止対策

④　避難収容活動・交通及び輸送の確保、その他の対策

（４）災害復旧・復興対策

①　計画的復旧の実施

②　被災者及び被災事業所等に対する支援

③　登録被災者援護協力団体との連携の確保

２　町民の役割

（１）災害に対する知識の向上を図り、家庭内において十分話し合いを行う

（２）災害時の避難場所を確認する

（３）必要に応じた生活必需品の備蓄を行う

（４）自主防災組織を結成し、平常時から防災活動に努める

①　各家庭に対し防災知識の普及

②　地区内危険箇所の把握、防災用資機材の整備・点検等

３　指定地方行政機関の業務

（１）会津森林管理署坂下森林事務所

①　保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備

（２）会津労働基準監督署

①　工場、事業所等における労働災害の防止についての指導監督

②　被災工場、事業所に対する救急医療品の配布等

（３）阿賀川河川事務所

①　所轄河川の維持管理、改修及び災害復旧工事

②　その他所轄河川区域における水防業務

（４）福島地方気象台

① 気象情報等の提供・解説

（５）東北農政局福島県拠点

① 食料需給対策

（６）川口郵便局・横田郵便局・中川郵便局

① 災害時における郵便業務の確保

② 応急融資措置等

（７）郡山国道事務所会津若松出張所

① 所轄国道の維持管理

② 災害時における応急改修及び災害復旧工事

４ 県の業務

（１）会津地方振興局

① 県地域防災計画による所定の業務

② 町が処理する事務及び事業の指導

（２）宮下土木事務所

① 所轄国・県道の維持管理

② 災害時における応急改修及び災害復旧工事

③ その他県地域防災計画による所定の業務

（３）会津保健福祉事務所

① 応急手当及び看護に関する指導

② 防疫対策及び食品衛生管理に関する指導

③ その他県地域防災計画による所定の業務

（４）会津坂下警察署

① 災害における住民の避難、誘導及び救助に関すること

② 犯罪の予防、交通の規制等に関すること

③ 災害予警報の収集に関すること

５ 指定公共機関及び指定地方公共機関の業務

（１）東日本旅客鉄道（株）会津坂下駅

① 鉄道施設の維持管理及び災害時の避難誘導、救助活動

② 応急復旧活動及び代替輸送の確保等災害時の応急対策

（２）ＮＴＴ東日本（株）福島支店

① 通信施設の維持管理及び災害時緊急通信対策の整備

② 災害時の速やかな復旧対策

（３）東北電力（株）会津若松支社及び東北電力ネットワーク（株）会津若松電力センター

① 電力供給施設の維持管理

② 災害時における電力供給の確保及び復旧

（４）福島交通（株）会津支社田島営業所

① 災害時における緊急輸送活動の協力

② 災害時の応急輸送対策及び復旧

（５）日本放送協会（福島放送局)、福島テレビ（株)、福島中央テレビ（株)、
（株）福島放送、(株）テレビユー福島、(株）ラジオ福島及び（株）エフエム会津
① 防災知識の普及啓蒙
② 災害時の気象情報、その他災害関連情報の的確な指導

６ 災害協力団体及び防災関係団体の業務

（１）農業協同組合、農業共済組合等農林関係団体
① 町が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力
② 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導
③ 被災農家に対する融資またはその斡旋
④ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧

（２）商工会
① 非常食料、医薬品、その他物資、資材等の確保及び斡旋の協力
② 災害時の物価安定対策及び被災者に対する融資の斡旋等

（３）病院等医療機関
① 医療、助産等救護活動の協力
② 救護活動に必要な医療品及び医療機材並びに医療関係従事者の提供

（４）事業所（建設業者）
① 緊急輸送活動における輸送車両の提供
② 災害時の道路復旧、障害物除去等応急復旧対策における協力
③ 復旧資機材の提供

（５）プロパンガス等燃料取扱業者
① 石油・ガス消費設備の安全指導の徹底及び応急燃料の確保と提供

（６）各行政区等自治組織・事業所自主防災組織
① 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、感染症予防物資の配給、防犯活動、その他町が実施する応急対策についての協力

（７）社会教育団体
① 防災知識等の普及啓蒙
② 救護活動、炊き出し、その他町が実施する応急対策についての協力

（８）運輸業者
① 緊急輸送活動における輸送車両及び人材の提供

（９）多数の者が出入りする事業所等（旅館、民宿等）
① 消火設備等の点検整備の実施
② 従事者等に対する防災知識の普及及び避難訓練の実施

７ 自衛隊の業務

（１）自衛隊災害派遣計画の作成
（２）災害応急対策の支援協力
（３）災害救助のための物品の無償貸付及び譲与

第５節　災害の想定

本計画において想定する各種災害の規模等は次のとおりである。

１　風水害

季節的には、6・7 月の梅雨時、前線活動がしばしば活発となり、大雨または局地的集中豪雨に見舞われることがある。また、8・9 月にかけては台風の接近、上陸により暴風雨、豪雨による被害が予想される。

想定としては、昭和 44 年 8 月 12 日の集中豪雨による災害（死者 8 人、負傷者 5 人、避難世帯 148 戸、避難人員 541 人、住宅の全壊 22 棟、半壊 14 棟、被害総額 17 億円）とし、町内全域に多くの被害をもたらすと想定し対応する。

２　火災

建築物の近代化、さらに生活様式の多様化、高齢化（とりわけ独居老人）など要配慮者の増加、石油、ガス類等危険物の普及により火災の様相も複雑化し、大きな被害が予想される。

３　土砂災害

金山町は、地質学的には北日本海側一体のグリーンタフ（緑色凝灰岩）地域に位置し、地質が複雑であり、これに加え、沼沢火山の火山地形にも関係し、土砂災害警戒区域等が町内に数多くあり、豪雨時、大地震時には、かなりの被害が予想される。想定としては昭和 44 年 8 月 12 日の集中豪雨による被害とする。

４　雪害

金山町は、日本海型の気候であって、日本有数の豪雪地帯であり、毎年、雪害により何らかの被害を受けている。特に 12 月から 3 月までの間に、豪雪、着雪、なだれ等様々な被害が予想される。

被害については、昭和 48 年～49 年の最深積雪 302cm、降雪量 1,462cm の豪雪を想定し、住居、交通、食品流通に大きな被害が予想されるとして対応する。

５　農林業災害

過去の災害から想定すると、7 月～9 月の集中豪雨や台風等が当町を襲った場合には、相当の被害が予想される。想定としては、昭和 48 年 8 月 12 日の集中豪雨による災害（耕地の流出 102.6ha、冠水 64.2ha）を想定して対応する。

第２章　金山町の概要

第１節　自然的条件

１　地勢

（１）概要

金山町は、南北 20.25km、東西 19.90km、総面積 293.97km² の山岳地帯で、福島県の西端に位置し、会津若松市から陸路 54km の距離にあり、東は三島町、西は只見町、南は昭和村、北は新潟県阿賀町に接している。南西部から只見川が滝沢川、山入川、霧来沢、野尻川等大小支流を合わせて町の中央部を北東に貫流し、豊富な水量と渓状により発電に利用されている。町の東部には沼沢火山によるカルデラ湖沼沢湖がある。

平地は只見川とその支流の河岸段丘及び沼沢湖周辺にあり、住民が生活する場となっている。

地質学的には、東北地方の日本海側一体のグリーンタフ地域の一部を占めており、ほかのグリーンタフ地域と同様に複雑な地質といわれている。

（２）山岳

金山町の山岳は、沼沢火山周辺の山岳とこれを除く山岳からなり、一般的には壮年的な地形をつくり、山は高く、谷は深く、Ｖ字谷が発達している。只見川の右岸側に比べ、左岸側の山は起伏量が大きい。

（３）河川

只見川は、延長 272km、流域面積 2,800km²、落差 1,400m で、豊富な雪融け水をもち、発電用のダム群が連続しており、支流はほぼ直角に本流に流入している。流域面積、延長に比して耕地率が著しく低い。

只見川支流の耕地率も低く、特に左岸側の支流は、耕地をほとんどもたない。右岸側支流は山入川、野尻川があり、野尻川は、狭さく部により上下流が分断されている。

主な河川は資料８に示すとおり。

２　気候

（１）雪

金山町の気候は、越後山脈の東側に位置していることから、日本海気候型であり最大積雪量は 2m40ｃｍ（昭和 56 年 2 月）、また、年間の降雪の合計が 15mを超える年や、10ｃｍ以上の積雪の日数が 130 日を超える年もある。これらの数値は役場庁舎のある川口地区のものであり、山間部では、更に厳しくなるもので、県内でも最も厳しい多雪地帯となっている。

（2）雨

金山町で一日の雨量が 100mm 以上の雨が降るのは、前線が福島県付近に停滞している時が多く、特に梅雨末期に多く発生する。また、盛夏期はかなり暑くなり、雷の発生数も多い。只見川流域では、金山町より上流域で 100mm 以上の雨の降る発生頻度が多く、下流域でわずかに少なくなる傾向がある。このようなことから、金山町を含む只見川上流域では、多雪地帯であるうえ、大雨度数も多く、渇水面からも注意、監視が必要といえる。

第２節　社会的条件

１　人口

金山町の人口は昭和 35 年 10,119 人をピークに年々減少し、令和 7 年国勢調査時には 1,634 人となり、最も多い時期に比べ 8,485 人減少している。又、高齢化率は 60％を超え東北地方で最も高い数値を示し、昼間における在宅者は、ほとんどが高齢者という状況である。

世帯数は昭和 35 年 1,845 戸が令和 7 年には 794 戸と 1,051 戸減少している。また、高齢者世帯（65 歳以上の単独世帯と夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯の合計数）は令和 2 年で 445 戸と約 50％を占めている。

また、空き家等が約 300 棟も存在し、それを各種災害から守ることが課題になっている。

２　交通

金山町は山岳地帯で、しかも豪雪地帯という自然条件から、交通基盤に課題が多い。ＪＲ只見線、国道 252 号は只見川と平行に走っており、国道 400 号は野尻川沿いを通り南会津町と結ばれ、更に、県道小栗山・宮下線、布沢・横田線があるが、いずれも落橋や土砂崩れが発生すると、迂回路がないため、町全体が孤立する危険度が高い。

３　産業

金山町の経営耕地面積は令和 2 年 2 月 1 日現在 117ha、販売農家戸数 83 戸で、一戸当たりの耕地面積は 1.41ha と極めて零細であるうえ、耕地は、中小河川の流域に点在しており、しかも急傾斜地にあって、災害を受けやすい条件下にある。

工業はいずれも下請け・零細な事業所の立地に止まり、本社機能に欠けている。商業は零細な小売業であり、経営基盤が弱い。観光関連企業の立地もあるが、入込客の総数が少ないことから、観光基盤の充実が課題となっている。

第３節　災害の発生の記録

金山町において被害の大きかった災害の記録について以下に示す。

１　風水害

年号	西暦	月日	災　害　内　容
明治　元	1868	8・16	金山地方大洪水。
8	1875	7・11	大雨洪水。
11	1878	4・ 4	大雨洪水。
〃	〃	8・ 7	大雨洪水。
12	1879	7・24	大雨洪水。
〃	〃	8・13	大雨洪水。
35	1902	9・29	大雨洪水。
大正　2	1913	8・	只見川増水し、木橋の流失相次ぐ。
昭和　16	1941	7・23	洪水。
31	1956	7・14	（～17 日）大雨洪水。会津線一時不通となる。
33	1958	9・18	大雨洪水。
36	1961	8・	集中豪雨による災害発生。
44	1969	8・12	未曾有の集中豪雨発生。 死者 8 名、全壊流失家屋 22 棟、水沼橋流失、大岐部落壊滅。災害救助法適用される。
47	1972	2・	記録的集中豪雨となる。
54	1979	3・	突風による災害発生。（群発地震発生）
56	1981		集中豪雨発生。
平成　7	1995	7・17	集中豪雨による災害発生。
8	1996	2・10	豪雨により、旧沼沢小学校体育館倒壊。
16	2004	7・13	集中豪雨による災害発生。
23	2011	7・29	新潟・福島豪雨による災害発生。未曾有の大災害。 人的被害なし。住宅被害 104 棟、避難勧告 7 地区 369 世帯 861 人、自主避難 95 世帯 223 人。 二本木橋流失、田沢橋流失、西部橋流失、湯倉橋損壊。 JR 鉄橋 3 本流失（本名駅～川口駅間の第五只見川橋梁・越川益～本名駅間の第六只見川橋梁・横田駅～大塩駅間の第七只見川橋梁）激甚災害に指定される。
27	2015	9・10	関東・東北豪雨による災害発生。 玉梨（横井戸地区）で 3 世帯 6 人自主避難。
29	2017	7・18	（～19 日）大雨による被害。 川口（栗ノ牧地区）の 5 世帯 17 人に避難指示。
令和　元	2019	10・12	（～13 日）台風第 19 号による大雨発生。
2	2020	7・31	大雨による被害。8 人が自主避難。

２　土砂災害

年号	西暦	月日	災　害　内　容
昭和　38	1963		三更部落で山崩れ頻発し、民家 6 戸移転。

39	1964	4・16	ブナ坂大崩落し、三更部落に大被害。 三更部落は後に分散移転する。
平成　17	2005	3・13	下大牧で土砂崩れ。JR 只見線車両が脱線。 避難勧告 13 世帯 29 人。
19	2007	2・ 7	小栗山地区で土砂災害。 10 世帯 25 人に避難指示。住宅被害 2 棟
〃	〃	2・21	小栗山地区で 7 日と同じ箇所が再崩落。 1 世帯 5 人が自主避難。
25	2013	3・17	川口（栗ノ牧地区）で土砂崩れ。 6 世帯 16 人に避難勧告。住宅被害 1 棟。
27	2015	9・10	関東・東北豪雨による災害発生。玉梨（横井戸地区）で 3 世帯 6 人自主避難。

3　雪害

年号	西暦	月日	災　害　内　容
明治　14	1881	2・ 7	会津地方大雪。
昭和　 8	1933		この年 12 月より翌年 4 月にかけ大雪。積雪量 3mを越す。
52	1977		豪雪による事故相次ぐ。
平成　13	2001	1・ 4	大雪による被害。7 地区で停電。携帯電話の不通（4 日～13 日）。 住宅への倒木被害 1 件。床下浸水 2 戸。
22	2010	12・24	（～26 日）大雪による被害。非住家被害 6 棟 停電 240 世帯（小栗山・八町・玉梨・沼沢・太郎布・三更）
29	2017		大雪による被害。 除雪作業行中に 2 名死亡。1 名重症。
令和 7	2025	2・4	会津 17 市町村に災害救助法適用 金山町の適用期間：2 月 7 日～4 月 30 日 （なお、屋根雪等の障害物の除去は 3 月 10 日で終了。） 住家被害 13 件、非住家被害 14 件

4　火災

年号	西暦	月日	災　害　内　容
明治　12	1879	3・ 4	中井部落大火、12 戸全焼。
〃	〃	5・ 2	本名部落大火、16 戸全焼。
23	1890	3・26	川口部落大火、12 戸全焼。
〃	〃	5・25	上井草部落大火。
〃	〃	9・14	本名部落大火。上井草部落大火と併せて 44 戸全焼。
36	1903	5・16	小栗山部落大火。27 棟全焼。
43	1910	8・ 1	大志部落大火、5 戸全焼。
昭和　21	1946	11・ 9	坂井部落大火、5 戸焼失。
28	1953	5・11	本名部落大火、13 戸焼失。
29	1954	1・11	本名部落大火、6 棟焼失。
平成　元	1989		火災頻発する。（4 件）
23	2011	3・31	大塩地区住宅火災、1 棟全焼。
26	2014	2・18	上横田地区住宅火災、1 棟全焼。
〃	〃	7・15	玉梨地区住宅火災、1 棟全焼。
27	2015	6・8	大栗山地区住宅火災、1 棟一部焼損。

29	2017	3・2	大塩地内住宅火災、1棟全焼。
〃	〃	3・27	大塩地内住宅火災、1棟全焼。
30	2018	4・5	山入二地内住宅火災、1棟全焼。
〃	〃	7・19	山入一地内住宅火災、1棟全焼。
〃	〃	8・15	沼沢地内住宅火災、1棟全焼。
令和　3	2021	4・21	下大牧地内山林火災、約 6,000 ㎡焼損。
令和　6	2024	10・24	田沢地内住宅火災、住宅1棟・田沢集会所1棟全焼。
令和　7	2025	2・27	滝沢地内住宅火災、全焼1棟。
令和　8	2026	4・24	水沼地内住宅・山林火災、住宅2棟全焼・小屋3棟全焼・ 山林等約 1,500 ㎡焼損。

5　その他災害

年号	西暦	月日	災　害　内　容
明治　2	1869		冷害。
35	1902		冷害、凶作。
38	1905		冷害、大凶作。
39	1906	5・23	（～25 日）霜害。
42	1909	5・18	（～19 日）霜害。
44	1911	5・16	霜害。
63	1988		異常気象で水稲大打撃。
昭和　9	1934		冷害、大凶作。村税の滞納者、出稼者続出する。
51	1976		23 年ぶりの低温凶作。

第３章　災害予防計画

第１節　災害に強い町づくり

災害をなくすことは不可能であり、災害をできるだけ軽減していく対策から災害に強いまちづくりに取り組む。只見川をはじめとする各河川の治水対策、斜面崩壊の防止策など自然条件に対応する施策と、交通通信、各種建築物の安全確保、ライフライン施設等の機能の確保、及び消防水利施設の整備等、施設面の強化に努める。

１　主要交通・通信の機能強化

（１）交通機能の整備

①　国・県道及びＪＲ只見線

ＪＲ只見線、国道 252 号、国道 400 号、県道小栗山・宮下線、県道布沢・横田線の強化には、ＪＲ及び国、県に要望し、主要交通網として安全性の確保に努める。

特に、国道 252 号が交通不能に陥ると、町が孤立状態になる恐れがあることから、県道小栗山・宮下線、県道布沢・横田線の通年運行ができるように、国、県に整備を強く要望する。

②　生活道路網

町道、林道、農道の開設、改良工事にあたっては、安全性の確保に努めると同時に、治山、治水、雪対策等、急傾斜地崩壊対策等をも考慮に入れ、生活機能の向上から総合的に整備を進める。

将来的に、集落間は複数のルートで結ばれることを基本に、国県道、町道、農林道でネットワークを形成するよう、整備を進める。

（２）通信網の整備

①　通信事業者の通信網

通信施設については、通信事業者に対し通信機能の充実と災害時における通信の確保を要望するとともに、Wi-Fi 等の通信環境の整備を促進する。

②　町防災行政無線

防災行政無線については、災害時の通信確保の一機能として有効活用を図る。

③　福島県総合情報通信ネットワーク

衛星通信導入による福島県総合情報通信ネットワークについては、防災情報の収集等を行うための一機能として有効活用を図る。

④　衛星携帯電話

衛星携帯電話については、災害時の通信を確保する手段として、有効活用を図る。

⑤　全国瞬時警報システム（Ｊアラート）

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）については、災害情報をいち早く住民に知らせる手段として有効活用を図る。

２　建築物の安全化

（１）建物の耐震不燃化と雪対策

建築基準法その他の法令に基づき、地域の特性を生かした整備手法を適用し、耐震不燃化と降雪を考慮した建築物の整備に努める。

特に、多くの児童・生徒を収容する保育所、学校建築物、老人福祉施設の点検、及び不特定多数の者が集まる公民館、体育館等の施設の点検、整備を図る。

（２）廃屋、空き家対策

町内には廃屋、空き家が約 300 棟存在するため、防火上から安全な管理方法を模索する。

３　ライフライン施設等の機能の確保

（１）事業者の対応

電気、水道等の各ライフライン施設については、それぞれの機関が事業計画により耐震性・耐火性の強化を図り、災害に強い施設の整備を進めるとともに系統多元化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

（２）連絡体制の整備

町は必要に応じて予防対策の実施を要請するとともに、災害時におけるライフライン各事業者との緊急連絡体制を整える。

４　治山治水等の事業の推進

（１）治山対策事業

金山町の斜面崩壊は性質上、他の市町村に比べ発生の可能性が大きいといえる。

治山対策事業としては、山地治山事業、総合治山事業、水源地域整備事業、保安林整備事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊対策事業など、国県の制度事業を導入した治山対策により山地災害の防止に努めるとともに、山地災害の復旧を推進する。

（２）雪崩防止事業

山地斜面の雪崩対策としては、雪崩防止施設の整備などの治山事業を進める。

（３）土石流防止事業

土石流対策については、砂防堰堤と護岸、床固めなどで被害を最小限度にくい止めることが可能であるので、国県の制度事業を導入して、事業を進める。

（４）治水対策事業

治水の面からは、河川維持管理事業、河川改良事業等国県の制度事業を導入して事業を進める。

（５）ダムの安全対策

金山町の治水上の特徴として、只見川の発電用ダム群との関連がある。金山町の土地利用は、ダム群建設以前の自然河川の状態に即したものであり、現在のダムによる河川状態に適していないという状況から、只見川流域にダム設置以前と異なる状態の水害が

発生しており、河川管理者、ダム管理者と協議をしながら治水対策を進める。

5　消防水利施設の整備

町内に発生する火災に備え、消火栓、防火水槽の整備、河川等の自然水利の活用、プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

6　防災関連備品等の整備

各種災害に備え、防災関連備品の充実を図る。なお、下記の通り防災備蓄倉庫を 3 箇所設置しており、それぞれの地区に必要な備品や食料について管理・整備を行う。それぞれの備蓄倉庫に配備してある備品の内容については、資料 22 のとおりである

名　称	所　在　地
川口備蓄倉庫	金山町大字川口字上町
中川備蓄倉庫	金山町大字中川字沖根原
横田備蓄倉庫	金山町大字横田字上原

第２節　災害に強い体制づくり

災害に強い体制をつくるためには、町消防団等公的組織の充実はもちろん、自主防災組織の設立と育成も重要となる。また、各防災関係機関との連絡体制の強化と、そのための通信体系の整備が必要である。

1　町防災組織の整備

（1）金山町防災会議

金山町防災会議（昭和 37 年金山町条例第 29 号）の組織は資料 23 のとおりである。

金山町防災会議は定期的に会議を招集し、また、会員相互は日頃から緊密な連絡を取り、金山町地域防災計画の策定、変更及び計画の実施を推進する。

（2）金山町災害対策本部

金山町災害対策本部（昭和 37 年金山町条例第 30 号）の組織は資料 1 のとおりである。

金山町地域防災計画に定める各種対策等が円滑に実施できるよう、町長は町職員を指揮監督するとともに、各職員は常に災害に備え、おこたりなく準備を行うものとする。

（3）金山町消防団

金山町消防団（昭和 44 年金山町条例第 11 号）の組織は資料 4 のとおりである。

消防団は、災害発生と同時に最も重要な任務を担う者であるから、日常より訓練に努め、災害に備えた活動体制及び連絡体制を整備するものである。

また、災害（火災）に対する初期対応の強化を図るため、機能別団員を設置する。

2　町民防災組織の設立と育成

（1）自主防災組織の現況

組　織　名	行　政　区	婦人消防クラブ	少年消防クラブ
組　織　数	30	1	1

（2）行政区（区会）の自主防災組織

①　設立の根拠

災害対策基本法第 5 条により、住民の隣保共同の精神に基づく防災組織の設立を促すものである。

②　組織の構成

既存の行政区の組織を生かしながら、防災士等の多様な主体の充実を図るほか、町災害対策本部等の編成に準じ、消火、救出救護、避難誘導等を行う各班を設ける。

③　平常時の活動

平常時は各家庭に対し防災知識の普及を図ることを中心に、地区内危険箇所の把握、防災用資機材の整備・点検等を行い、必要に応じて防災訓練を実施するなどして、災害時の活動に備えるものである。

④　災害時の活動

災害時には、自主避難を含む避難誘導の実施と、出火防止及び初期消火、負傷者の救出等、消防団等と協力して地区住民の安全を図るものである。

（3）婦人消防クラブ

①　設立の根拠

家庭で火を一番多く使用するのは婦人であり、火の元の点検や火災予防を組織的に実施するため、災害対策基本法第 5 条に定める自主防災組織の一つとして育成するものである。

②　組織及び活動内容

組織の構成、活動内容については、行政区の自主防災組織に準ずる。

（4）事業所の自主防災組織

①　設立の根拠

工場、事業所等の管理者は消防法第 8 条に定める所定の安全対策を講じなければならないが、その円滑な実施のため、自主防災組織をつくり組織的な安全対策を推進するものとする。

②　組織の構成

既存の事業所の組織を生かしながら、町災害対策本部等の編成に準じ、消火、救出救護、避難誘導等を行う各班を設ける。

③　平常時の活動

平常時は従業員の防災教育を中心に、避難訓練の実施及び火災その他の災害予防対策を講じ、災害時の活動に備えるものである。

④　災害時の活動

災害時には、的確な避難誘導の実施と、出火防止及び初期消火、負傷者の救出等を行い、地域の災害対策活動への協力を行うものである。

3　文教対策

町及び学校長等は、災害時において、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施のための各種計画等について定めておくものとする。また、文化財等の保護に関する各種計画も定めておくものとする。

（1）実施活動計画の策定

町教育委員会は、応急教育の実施活動計画を定めておくものとする。計画はおおむね次の点に考慮して策定する。

① 校舎の被害状況に応じた教育施設の確保及び臨時教育場所の選定
② 教員の欠員が生じた場合の確保及び対策
③ 教科書等教育資材の調達及び配給の方法
④ 給食の確保及び給食実施不能の場合の対策
⑤ 施設と教員の状況に応じた臨時の学級編制、教育課程等の計画
⑥ 授業を行うことができない場合の対策
⑦ 町内各学校、その他公的団体との協力体制
⑧ 被災児童の援護対策

（2）避難計画の策定及び避難訓練の実施

町教育委員会は、被害の状況に応じた避難方法等を検討し、各学校長に対し、避難計画の策定を指示するものとする。

各学校長は、この避難計画を定め、定期的に避難訓練を実施するなど、これを教職員及び生徒に徹底するものとする。

（3）文化財等の応急対策計画の策定

町教育委員会は、各文化財等について、文化財の性質による応急処置の方法や緊急時の搬出責任者を定めるなどの、応急対策計画を策定するものとする。

4　要配慮者への対策

町及び社会福祉施設及び要配慮者関連施設の管理者は、要配慮者の安全を確保するため、住民、 自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導等の防災体制の整備に努める。

（1）避難行動要支援者名簿の作成

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

① 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

ア　要介護認定 3～5 を受けている者
イ　身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障害者（心臓、

じん臓機能障害のみで該当するものは除く）

ウ　療育手帳Ａを所持する知的障害者

エ　精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者

オ　町の生活支援を受けている難病患者

カ　上記以外で民生委員又は行政区が支援の必要があると認めた者

②　避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

ア　氏名

イ　生年月日

ウ　性別

エ　住所又は居所

オ　電話番号その他の連絡先

カ　避難支援等を必要とする理由

③　避難行動要支援者情報の利用及び取得

ア　町内部での情報集約

避難行動要支援者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係部局で把握している要介護高齢者、障害者等の情報を集約する。

イ　都道府県等からの情報の取得

避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 49 条の 10 第 4 項　の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対して、町が把握していない要配慮者の情報の提供を依頼する。

④　避難行動要支援者名簿の更新と共有

町は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも 6 ヶ月に一度避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うとともに、日頃から以下の方法により、避難行動要支援者の把握に努める。名簿を更新した場合は、避難行動要支援者名簿を情報提供している避難支援等関係者にも定期的に周知する。

ア　転入者の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障害者等が、新たに転入してきた場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

イ　要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者、障害者等が、要介護認定等の変更により、新たに避難行動要支援者の要件に該当するようになった場合や避難行動要支援者の要件を満たさなくなった場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

ウ　死亡や転出

避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

エ　長期入院・入所

避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期入所したことを把握した場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

（２）避難行動要支援者名簿の利用及び提供

避難行動要支援者名簿は、町が行う避難支援等の実施のために内部で利用するとともに、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、避難行動要支援者本人又は家族等から同意を得た上で、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

① 避難支援等関係者の範囲

避難行動要支援者名簿の情報を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる機関等とし、災害発生時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

ア 消防機関
イ 警察
ウ 民生委員
エ 社会福祉協議会
オ 自主防災組織
カ 行政区長
キ 社会福祉事業者
ク その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者

② 適正な情報管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行う。

ア 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報も含むため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
ウ 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者に限定するよう指導する。
カ 名簿情報の取扱状況を報告させること。
キ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

（３）個別計画の策定

町は、民生児童委員や社会福祉協議会、自主防災組織や行政区、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらのものと連携しつつ、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、以下の事項を定めた個別計画の策定を進める。

①個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成期間、作成の進め方

②避難支援等関係者となる者
③個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
④個別避難計画の更新に関する事項
⑤個別避難計画情報の提供に際し、情報漏洩を防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
⑥要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
⑦避難支援等関係者の安全確保
⑧避難支援等実施者の氏名または名称、住所または居所及び電話番号その他の連絡先
⑨避難施設その他の避難場所及び避難路等

（4）福祉避難所の指定

災害発生時における福祉避難所として次の施設を指定する。

① 金山町老人福祉センター
② 特別養護老人ホームかねやまホーム

（5）福祉避難所における人的支援・福祉機器等の供給

福祉避難所において、避難者の円滑な生活の確保を図るため、人的支援及び福祉機器等の供給について、支援及び供給が可能な事業所と連携し対応できるように体制を整えておくものとする。

5 防災関係機関相互の連絡体制

（1）相互連絡体制の確立

防災関係機関は常に情報を交換し、速やかな対応と適切な対策を実施するよう努めるものである。

また、近隣町村、広域 14 市町村あるいは羽生市、鴻巣市との相互応援協定の締結等、災害時の協力体制を確立する。

（2）災害時非常通信体制の確保

災害による電気、電話等の一時途絶に際し、情報連絡体制を維持するため、無線通信ルートの整備及び代替無線通信ルートを確保する。さらに、電話網のより一層の有効利用を図るため、災害時優先電話（携帯電話含む）等の拡充を促進する。

（3）災害時非常通信の方法

① 町防災行政無線の活用

災害時における情報の伝達が円滑に行われ、また、情報の収集が得られるよう「町防災行政無線」の有効活用を図る。

② 携帯電話の活用

携帯電話を有効活用し通信の確保を図る。

③ 優先電話の有効利用

優先電話を各地区公民館及び出先機関等に設置し、非常時においても通信の確保ができるよう優先電話の有効活用を検討する。

④ 衛星通信の活用

県総合情報通信ネットワークにより、災害に強く、山間部等にも通信が可能な、

衛星通信の活用を図り災害時の情報通信の強化を目指す。

⑤　消防団無線の活用

消防団無線を有効活用し通信の確保を図る。

⑥　ＦＡＸの活用

各行政区長宅または集会所へＦＡＸを設置し、非常時における情報伝達手段の確保を図る。

⑦　衛星携帯電話の活用

町内１４行政区に衛星携帯電話を設置し、情報発信の手段を図る。

⑧　ラジオの活用

ラジオによって災害情報を発信する。

第３節　各種災害の未然防止活動

災害による被害の防止・軽減のための対策を災害ごとに示し、町民と各防災機関等が協力して災害に強い体制づくりを行う。

１　風水害の防止対策

（１）治山対策

山地の荒廃、地すべり等を防止し森林の機能を高めることは、水害防止の点から見ても極めて重要であり、各関係機関の協力によりおおむね次のとおり治山対策を講ずる。

ア　森林の保護

イ　荒廃山地の復旧

ウ　砂防事業

エ　崩壊危険地の予知、指定

オ　その他必要な治山対策事業等

（２）治水対策

汚濁・氾濫防止、危険箇所の改修促進等により、河川・主要水路の安定した流水の維持及び水害防止に努めるため、国、県の事業との整合を図りつつ次のとおり行う。

ア　河水統制または河水改良に関する事業

堆砂の除去等

イ　危険箇所の警戒体制の整備充実

危険区域等の公表・周知

水害防止の情報収集・伝達

予報・警報の発令・伝達

予防情報の迅速化

ウ　その他の補修

河川構造物の維持補修等

（３）強風時の防火対策

台風、強風時は、火災発生の危険が大きいので、防災行政無線で町民に注意を呼びかけたり、消防団による巡回を強化するなどの対策を行う。

（4）水防対策

水害が予想される場合は、消防団の出動により警戒体制をとり、町水防計画による措置を講ずるものとする。なお、金山町の重要水防区域は資料9のとおりである。

2　火災の防止活動

（1）出火防止対策

①　防火思想の普及

町は、定期的に広報誌その他によって、町民の防火思想及び出火防止知識の普及を図る。また、町消防団各班に対しても、巡回の強化や消火器具の取扱い講習会の開催等を要請し、住民の意識の向上を行うものとする。

②　自主防災組織の整備

婦人消防クラブ及び行政区・各事業所等による自主防災組織の結成と育成を図り、防火に対する思想の普及を行う。

③　建築物及び危険物施設の安全化

町建設業者等と協力し、家屋の新築、増改築等にあたっては十分な防火措置を講ずるよう、町民への知識の普及を図る。

④　防火管理者等の指導

各事業所、学校、民宿等多数の人が集まる建物における防災業務について指導の徹底を図る。

⑤　火災警報等の発令

気象の状況等から火災予防上危険が予測される場合は、防災行政無線等により住民に注意を促すものとする。

⑥　消防団・消防施設の整備

町消防団においては、日常の訓練の実施と消防設備の充実を図り、予防消防体制を強化するものとする。

⑦　住宅防火対策の推進

一般住宅の火災を予防するため、住宅防火診断や住宅防火機器の普及に努める。特に、住宅火災による被災の危険性が多い寝たきり、または一人暮らしの高齢者世帯、身体障害者の世帯について優先的に行うものとする。

（2）林野火災対策

①　国県の広報活動に対する協力及び町広報活動と防火思想の徹底

ア　防災無線、広報車による宣伝

イ　町広報紙、チラシ、ポスター、標識等による啓蒙宣伝

②　地域単位での防火組織への協力

ア　消防団への協力

イ　入山者に対する啓蒙と標識の設置、巡視等

③　町火入れに関する条例等遵守の指導徹底

3　土砂災害の防止活動

（1）災害危険区域の指定

①　災害危険区域の調査

建設課長は、それぞれの所管による土砂災害警戒区域について毎年調査を行い、総務課長その他防災関係機関へ報告する。

②　災害危険区域の指定と周知

建設課長は、調査に基づき危険箇所の指定を行う。指定箇所には標識を設置し、広報紙などにより周知を図るとともに、町民に対し土砂災害等に関する知識の普及を図るものとする。

現況における、災害危険箇所は資料 10～13 のとおりである。

③　改修事業の推進

建設課長は、県の関係機関等と協力の上、それぞれ危険箇所の早期改修を図るものとする。

（2）災害危険区域の警戒

①　情報の収集と伝達

災害発生のおそれがある場合は、建設課長は状況の把握に努め、総務課等と協力して地域住民に伝達し、住民の避難などにより災害発生による被害を最小限に止めるものとする。

②　災害防止活動

災害発生のおそれがある箇所について、消防団等の出動により防止または縮小が可能な場合は、二次災害に注意しながら、防止活動を行うものとする。

③　要配慮者利用施設利用者のための警戒避難態勢

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2 において、市町村地域防災計画に定められた土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設には、避難確保計画の策定及び計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられている。避難確保計画策定及び修正を行った場合は、総務課長へ報告する。

土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設は資料 17 のとおりである。

4　雪害防止活動

（1）雪崩の防止活動

①　雪崩危険箇所の調査

建設課長は、危険箇所について毎年調査を行い、総務課長その他防災関係機関へ報告する。

②　町民への周知

建設課長は、調査に基づき危険箇所の指定を行い、広報紙などにより周知を図る。

また、雪崩発生の危険が高い場合は必要に応じ、防災行政無線等で町民へ注意を促すものとする。

現況における、災害危険箇所は資料 14 のとおりである。

③　雪崩防止事業の推進

建設課長は、各関係機関と協力の上、雪崩防止施設の整備等危険箇所の安全化を

図るものとする。

（２）住宅被害等の防止活動

①　広報活動及び情報伝達活動

豪雪による被害が予想される場合は、防災行政無線等により除雪を促すなど、住民に対し的確な情報を提供するよう努める。

また、町広報紙で冬期間の心構え等について特集するなど、適宜住民の注意を促すものとする。

②　除雪体制の整備

事業所及び町内各ボランティア団体と協力体制を整え、老人世帯等除雪が困難な世帯の安全を確保できる体制を整備する。

③　生活道路の確保

町は県と協力し、国・県・町道の除雪体制を充実させて生活道路の確保を図り、積雪時の火災や交通災害等に対応するものとする。

④　豪雪対策本部の設置

積雪等の状況によっては、豪雪対策本部の設置により雪害の防止活動を強力に推進できる体制を整備する。

５　農林業災害の防止活動

農林課長は、農業改良普及センターや JA 会津よつば農業協同組合等関係各機関と連携しながら農業災害の未然防止策に努めるものとする。

各種災害に対する対策の詳細は、農林課で別に定めるものとする。

第４節　円滑な災害応急対策への備え

第４章で災害発生後における応急復旧のための計画を示すが、ここでは各復旧計画に備えた日常の備えについて指針を示す。

１　災害発生直前の対策

（１）警報等の伝達

①　迅速な動員体制の確立

災害発生が予想される場合には、情報の収集・検討及び警報の伝達等の対策を速やかに行わなければならないので、町職員及び町消防団においては、連絡経路の周知徹底や訓練の実施等により連絡体系の充実に努めるものとする。

②　夜間、休日等の職員の動員体制

夜間、休日等であっても、防災行政無線の放送等の応急対策を速やかに実施するための体制を整えておくものとする。

（２）住民の避難誘導

① 避難場所の周知徹底

避難場所については、防災のてびき、広報紙等の印刷物や、区会等を通して周知徹底を図る。

② 行政区等の自主的活動の推進

行政区または自主防災組織による、防災知識の普及と避難訓練の実施等の活動を推進することにより、自主避難を含めた円滑な避難行動に備えるものとする。

③ 消防団各班による避難訓練

避難誘導時に最も重要な活動を行う消防団の各班は、それぞれ避難場所及び避難路の周知や訓練の実施により、円滑な避難誘導を図るものである。

2 情報の収集、連絡

（1）収集伝達体制の整備

① 職員の体制

被害通報等を正確に受領し伝達するため、町職員は定期的な訓練を行い、的確に対処する体制を整えるものである。

② 夜間、休日等の職員の動員体制

夜間、休日等であっても、速やかな応急対策を実施できる体制を整えておくものとする。

（2）通信手段の確保

① 通信手段の多様化

通信手段としては電話、ＦＡＸ等の有線通信を中心に、防災無線等の無線通信、その他携帯電話等により複数の通信手段を確保して、不測の事態に備えるものとする。

② 通信手段の整備

既存の通信手段については、定期点検を実施し機能の確保に努める。

（3）情報ルートの多重化

災害時における情報を正確に把握し、応急対策を迅速に行うため、防災関係各機関の情報収集、交換、連絡体制を強化する。

3 災害応急体制の整備

（1）職員動員体制の確立

災害発生後の応急対策には、速やかな対策要員の動員が第一となるので、連絡経路の周知徹底や訓練の実施などにより、町職員の動員体制の確立に努めるものとする。

（2）災害対策本部の設置

災害の状況に応じては、速やかに災害対策本部を設置し強力な応急対策を推進しなければならないので、総務課が中心となり円滑な本部設置が可能な体制を整えておくものとする。

（3）町消防団活動の充実

町消防団は、日常の訓練及び装備の充実等により、災害対策の万全を期するものとする。

（4）防災関係各機関との協力体制の確立

町単独では対応できない災害に備え、他市町村、県、自衛隊その他防災関係各機関に応援を要請するための体制を確立しておくものとする。

4　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

（1）情報収集連絡体制の整備

①　早急な活動実施のための備え

災害によっては時間の経過により被害の拡大が予想されるので、早急な対策要員の動員が可能な連絡体制の整備等を図るものとする。

②　的確な情報収集

的確な活動実施のための迅速かつ正確な情報収集を行うために、関係各係の体制の整備と、各種災害に応じた専門家の派遣を要請できる体制を整えておく。

（2）応急工事に必要な体制の整備

①　消防団員等の動員

応急工事の要員として、消防団員及び町建設業者等の協力を得られる体制を整えておく。

②　資材、機材の確保

仮設防護柵の設置その他の応急工事に必要な資材及び機材については、町建設業者等との協力体制を整えておき、円滑な確保に努めるものとする。

5　消防・救急救助及び医療活動

（1）消防活動

①　消防団の整備強化

町消防団においては、定期的な訓練の実施と装備の充実を図り、消防活動に万全を期するものとする。

②　自主防災組織の活動

婦人消防クラブ等の自主防災組織では、訓練の実施と知識の普及を図り、初期消火や消防活動の補助等を実施できる体制を目指すものとする。

③　消防署との協力

消防署との協力により、効果的な消防活動ができるよう連絡協力体制を確立しておくものとする。

また、消防署と町・消防団の連携が円滑に行えるよう、その拠点となる「会津坂下消防署金山出張所」の土砂災害警戒区域外への移転を検討する。

（2）救急救助活動

①　消防署及び警察との協力

救急救助活動は、町が消防署及び警察署の協力を得ながら行うものとする。

②　消防団等による救急救助

大規模な災害により、消防署、警察署だけでは十分な活動ができなくなる場合に備え、町消防団及び自主防災組織等においても、救急救助訓練を行うものとする。

（3）医療活動

① 活動マニュアルの作成

円滑かつ効果的な医療活動を実施するために、保健福祉課長は活動の指針を作成し、保健福祉課及び国保診療所職員等に周知徹底するものとする。

② 関係機関への要請

町内の医療機関及び医師数は極めて少なく、災害発生時の対応が不十分になることが予想されるので、県及び医療機関の協力を得て十分な医療活動が実施できる体制を整えるものとする。

6 緊急輸送活動

（1）道路網の整備

各集落間を複数の道路で結ぶよう整備を図り、災害発生時の道路の遮断に対応するものとする。

（2）迅速な応急復旧活動

道路の遮断や障害物の除去等を迅速に実施するため、事業所等の協力体制を整えておくものとする。

（3）ヘリコプター臨時離着陸場

空路による緊急輸送活動の際に利用する臨時ヘリポートを資料 19 のとおり指定する。

7 避難収容活動

（1）避難所及び避難場所の指定

① 避難所

避難所は、災害により住宅に危険が予想される場合や住宅が損壊した場合など、生活の場が失われた場合に、一時的な生活の本拠地として滞在する場所であり、ある程度の給水・給食施設を有する施設、または容易に搬送給食できる建物で、おおむね 3.5m² あたり 1 名とし 30 人以上収容可能な場所を指定し、住民に周知しておくものとする。

② 避難場所

避難場所は、災害が発生、または発生するおそれがある場合、その危険から逃れるため一時的に避難し身の安全を確保する場所であり、ある程度の給水・給食施設を有するか、または容易に搬送給食できる建物とし、災害時地区ごとに指定し、住民に周知するものとする。

③ 現行指定場所

現行における避難所及び避難場所の指定箇所は、資料 15 のとおりである。

④ 指定場所の変更

①、②の基準に従い、より適当な場所があった場合は、随時指定箇所の変更を行うものとする。

⑤ 生活物資等の備蓄

避難所には、緊急時の飲料水、食料、その他の生活物資等を備蓄しておくよう努めるものとする。

（2）避難所の開設

① 開設場所

避難所は原則として指定の場所に開設するが、状況により指定箇所に開設できない場合に備え、あらかじめ開設可能な場所を調査し、区長、施設の管理者等と連絡をとっておくものとする。

② 仮設避難施設等

既存の建物が使用できない場合に備え、適当な空き地等を調査しておき、屋外テント等の施設を円滑に開設できる体制を整えておくものとする。

（3）応急仮設住宅等の対策

建設課は、応急仮設住宅建築に備え、資材の調達可能数量等や仮設住宅を建設可能な用地について、安全性等に配慮しつつあらかじめ把握しておくものとする。

（4）学校・社会福祉施設等における避難対策

① 学校及び社会福祉施設における避難対策は各学校、各施設で定めるものとし、定期的に避難訓練を行い、災害に備えるものとする。

② 各事業所及びその他の団体等における避難対策については、各事業所等で基本方針を定め、訓練を行うよう指導するものとする。

（5）ペット（家庭動物）への配慮

飼い主による家庭動物との同行避難や避難所等での飼育についての配慮（飼育スペースの確保、ケージの確保等）に努める。

8 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

（1）食料対策

総務課は、ある程度の非常用食料等を役場、防災用備蓄倉庫等に備蓄しておくものとする。

なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料８品目（えび、かに、くるみ、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、それに準ずる２０品目が表示された非常食の備蓄について配慮する。

（2）飲料水対策

災害に強い水道施設への改修を段階的に進めるものとする。

また、給水タンクの配備と迅速な応急復旧活動への備えを怠りなく実施する。

（3）生活必需品対策

総務課は、ある程度の生活必需品を役場、防災用備蓄倉庫等に備蓄しておくものとする。

9 ライフライン施設等の応急復旧活動

（1）各事業所の対策計画

電力、通信、交通等の各事業所及び町（上下水道係）の生活関連施設の管理者は、各種の災害に備え、独自の応急復旧計画を定め、この計画が円滑に実施できるような体制を整えておくものとする。

（2）各事業所との協力体制

町では、各施設の被害状況に応じた早急な復旧活動が実施できるよう各事業所等と協

力体制を整えておくものとする。

１０　被災者等への的確な情報伝達活動

（１）伝達方法の確保

①　町防災行政無線の点検等の充実

災害発生の際の情報伝達の手段として最も有効である防災行政無線については、日頃から点検を行い、機能確保に万全を期するものとする。

②　電力供給事業者の対応策

東北電力（株）と東北電力ネットワーク（株）では、電力施設の災害安全対策に努め、停電対策を充実させるものとする。

③　通信事業者の対応策

ＮＴＴ東日本（株）等では、通信施設の災害安全対策に努め、特に防災関係機関の重要通信の確保に重点をおくものとする。

（２）伝達体制の整備

総務課では、災害発生時の防災行政無線等の円滑な運用を行うため、日頃から職員の訓練の実施及び夜間・休日等の対応策について検討しておくものとする。

１１　災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

（１）災害廃棄物処理計画の策定

国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村との連携・協力のあり方等についての災害廃棄物処理計画をあらかじめ定めるものとする。

（２）広域処理体制の確立や民間連携の促進

大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携及び十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。また、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

１２　各種支援の受入体制の確立

（１）ボランティア調整機関の活動

保健福祉課と社会福祉協議会は、ボランティア活動の円滑かつ有効的な実施を図るための、ボランティア調整機関の活動指針について、あらかじめ協議し、定めておくものとする。

（２）義援金配分委員会等の活動

住民課は、義援金配分委員会の基本構成及び配分の基準、優先順位等について、あらかじめ指針を作成しておくものとする。

（３）災害時受援計画の策定

災害発生時は、膨大な災害対応業務が発生するとともに、継続すべき業務に対応しな

ければならないが、その一方で、職員や庁舎の被災状況などによって行政機能が大幅に低下することが予想される。

そのため、被災による行政機能の低下や発災時の混乱期においても、迅速かつ効果的な災害応急対策の遂行と、円滑な被災者支援の実現のため、国や他の自治体からの応援職員の受入体制や支援を要する業務などを示した具体的な受援計画を事前に定めておくものとする。

１３　防災関係機関の防災訓練の実施

災害応急対策計画に基づく応急対策の円滑な遂行を図るため、単独または県、各防災関係機関と共同して、計画的かつ総合的な防災訓練を行う。

１４　災害復旧、復興への備え

災害復旧・復興については災害応急対策終了後、十分検討の後、復旧・復興計画を作成するものである。災害の実態の把握とあわせて恒久的計画を定めるものとする。

災害対策本部はその作成、遂行のための体制整備を行う。

第５節　町民の防災活動の促進

町民自らが防災意識を身につけ、自らの安全を守ることは防災の基本であり、町はこのための普及活動を継続的に行わなければならない。

１　防災思想の普及徹底

（１）防災思想

防災の基本は「自らの身は自ら守る」ことであり、町民はそのことを自覚し、平常時は災害に対する備えを心がけ、発災時には自らの身の安全を守るよう行動しなくてはならない。同時に、災害時における負傷者や要配慮者を助け、避難場所では自ら行動し、町災害対策本部が行っている防災活動に協力すること等防災活動への寄与も重要である。

（２）普及徹底の方法

ア　町広報紙での普及徹底
イ　広報車の巡回による普及
ウ　学校教育、社会教育を通じての普及
エ　集会、説明会、勉強会等による普及
オ　防災手引書の印刷物の配布による普及徹底
カ　報道機関への掲載、放映協力による普及徹底
キ　掲示場での掲示
ク　防災マップの配布

２　防災知識の普及・訓練

（１）防災知識の普及

① 内容

ア 災害に関する一般知識

イ 行政機関等における防災対策の内容

ウ 過去の災害記録

エ シミュレーション結果

オ 日頃の備えと心構え

（ア）住宅の点検

（イ）火災の防止

（ウ）家庭での予防・安全対策

（エ）応急救護

（オ）非常食料（最低３日分、推奨１週間分の食料、飲料水）、
非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ等）の準備

（カ）避難場所、避難方法

カ 避難場所での行動

キ 災害時の行動マニュアル

② 普及徹底の方法

前述１－（２）普及徹底の方法により普及徹底に努める。

（２）防災訓練

① 総合防災訓練

災害時の対応には、平常時の訓練が重要であるため、防災関係機関と町民との連携による総合的な訓練の実施を随時実施するものとする。訓練の内容はおおむね以下のとおりである。

ア 情報伝達訓練

イ 本部運営訓練

ウ 人命救助訓練

エ 通信連絡訓練

オ その他の訓練

② 個別防災訓練

総合防災訓練で行う訓練のうち一つまたはいくつかを平常的に行う。

また、消防団による消防ポンプ操法の基本訓練等、職場や学校、集落等団体ごとに訓練を実施するよう指導する。

３ 町民の防災活動の環境整備

（１）消防団

消防団は地域における防災の中核を担う重要な役割を持つために、町はその施設整備の充実等活性化を促進し、その育成対策を図る。

（２）自主防災組織

第３章第２節で示したように、行政区、各事業所、婦人等による自主防災組織の設立と育成を促進することにより、住民の意識を高め、自らの安全を守る防災活動ができる環境を整えるものである。

（3）防災ボランティア

町は防災ボランティアと協力して発災時における協力体制について検討する。

その際以下の点について重点を置く。

① 平常時の登録

② 研修制度

③ 災害時のボランティア活動の調整体制

④ ボランティア活動の拠点の確保

⑤ その他検討を要する点

（4）日本赤十字社

日本赤十字社との連携体制も（3）と同様とする。

（5）防災組織間の交流の促進

防災組織相互の交流、例えば消防団各班と各行政区による訓練の実施、学習会の開催等を推進することにより、防災思想と防災知識の普及を促進させる環境を整えるものである。

第6節　災害及び防災に関する研究及び観測等の資料の収集

観測資料、災害資料等の収集により、今後の防災計画及び防災活動を適切に行うものとする。

（1）観測資料等の収集

①　気象観測

金山町の気象観測については、福島地方気象台の地域気象観測所（中川地区）による観測のほか、町独自の気象観測として、川口及び横田地区に自動雨量計を設置し、太郎布、田沢地区では積雪観測を行っている。しかしながら、防災の観点からは十分といえず、今後観測体制を充実させるとともに、他の機関の協力を得て情報の収集蓄積に努めるものとする。

②　研究資料の収集

国、県から提供される研究資料等の収集整理とあわせ、金山町の災害について専門家の意見を求め現状の把握に努めるものとする。

（2）防災活動への反映

収集した資料、専門家の意見等は、防災計画及び防災活動に生かしていくものとする。

第４章　災害応急対策計画

第１節　災害発生直前の対策

災害発生直前には、気象警報等を分析検討し状況に応じて住民に伝達し、避難情報の発令を行う。同時に災害の発生を防止し被害を最小限にとどめるための対策を行う。この節ではこのための基本的な方針を示す。

気象台または関係機関から発表される気象情報等は総務課で受領する。

１　警報等の伝達

（１）警報等の受領体制

福島地方気象台または関係機関から発表される気象警報、注意報及び他の情報等の取扱いは次によるものとする。

①　福島地方気象台または関係機関から発表される気象情報等は総務課で受領する。

②　受領した気象警報等の情報は、総務課長に報告する。

③　勤務時間外及び休日等において、宿日直員が気象警報等を受領した場合は、宿日直員は総務課長に連絡し、総務課長の指示に従うものとする。また、受領した気象警報等は記録し、総務課長に引き継がなければならない。

（２）気象通報等の検討

総務課長は、報告を受けた気象通報等を総合的に判断し、必要がある場合は関係職員に通知して協議し、その後の防災措置の適切な実施を検討するものとする。

（３）町民への伝達

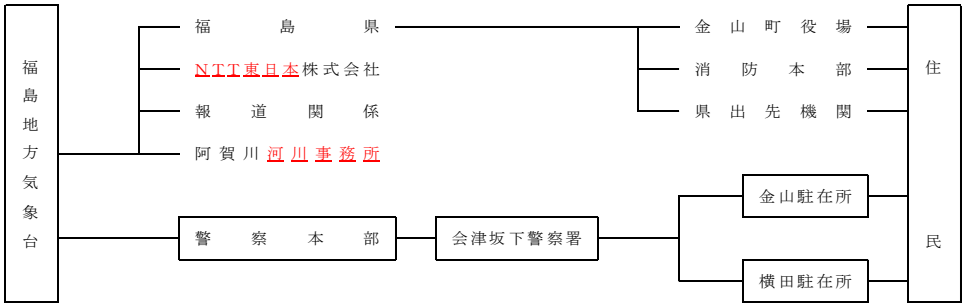
総務課長は必要と判断した場合は、町民に対し防災行政無線により気象警報及び注意報、並びに風雨、降雪の状況等を伝達し注意を促すものとする。また、避難情報の発令を行う場合については次項で示す。

（４）注意報、警報の種類と発表基準及び火災気象通報の基準

福島地方気象台から発表される注意報・警報及び火災気象通報は、気象業務法及び消防法第 22 条に基づき「注意報・警報発表の基準」（資料 7）により発表される。

（５）気象通報の伝達系統図

○各種注意報・警報等の伝達系統



２　住民の避難誘導

（１）避難情報の発令の基準

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護する必要が認められるときに、避難情報として高齢者等避難および避難指示または緊急安全確保を発令する。

具体的な例を以下に示すが、実際の避難情報の発令は数値データ及び現地の状況を把握し、総合的な判断により行うものとする。

①　河川が警戒水位を上回り、洪水が発生するおそれがあるとき。

②　河川の上流地域が水害の被害を受け、下流地域にも危険があるとき。

③　地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による土砂災害が予想されるとき。

④　避難情報の発令の判断基準は以下に示すとおりとする。

<table>
<tr><th>区　分</th><th>判　断　基　準</th><th>情報入手先</th></tr>
<tr><td>高齢者等避難
（警戒レベル 3）</td><td>ア～カのいずれかに該当する場合
ア　レベル３大雨警報、レベル３土砂災害警報のいずれかが発表された場合
イ　キキクルが「警戒（赤）【警戒レベル３相当】」となった場合
ウ　数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
エ　レベル２大雨注意報、レベル２土砂災害注意報のいずれかが発表され、時系列情報（明日までの警報等の見通し）で、夜間～翌日早朝にレベル３大雨警報、レベル３土砂災害警報に切り替える可能性が言及されている場合
オ　高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
カ　町内各ダムの流量が下記の数値を越えた場合
・上田ダム
<table><tr><td>発令地区</td><td>流量（m3/s）</td></tr><tr><td>水沼</td><td>2,300</td></tr><tr><td>上田</td><td>2,600</td></tr><tr><td>高倉</td><td>2,700</td></tr><tr><td>三更</td><td>3,200</td></tr></table>・本名ダム
<table><tr><td>発令地区</td><td>流量（m3/s）</td></tr><tr><td>西谷</td><td>2,600</td></tr><tr><td>中川</td><td>2,800</td></tr><tr><td>大志</td><td>3,000</td></tr><tr><td>川口</td><td>3,000</td></tr></table></td><td>・気象庁ホームページ
・防災情報提供システム
・福島県河川流域総合情報システム
(http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/)
・XRAIN 雨量情報
(http://www.river.go.jp/xbandradar/)
・福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所
(http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html)
・福島県土砂災害のおそれのある箇所図
(http://www.pref.fukushima.jp/sabou/kikenkasyomap/kikennkasyo.html)
など</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>・滝ダム<table><tr><td>発令地区</td><td>流量（m3/s）</td></tr><tr><td>横田</td><td>2,200</td></tr><tr><td>越川、西部</td><td>2,200</td></tr><tr><td>橋立</td><td>2,300</td></tr><tr><td>上横田</td><td>2,500</td></tr><tr><td>大塩</td><td>2,900</td></tr><tr><td>滝沢、田沢</td><td>3,100</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>避難指示
（警戒レベル 4）</td><td>ア～カのいずれかに該当する場合
ア　レベル４大雨危険警報、レベル４土砂災害危険警報のいずれかが発表された場合
イ　キキクルで「危険（紫）【警戒レベル４相当】」となった場合
ウ　避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
エ　避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
オ　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
カ　町内各ダムの流量が下記の数値を越えた場合
・上田ダム<table><tr><td>発令地区</td><td>流量（m3/s）</td></tr><tr><td>水沼</td><td>3,200</td></tr><tr><td>上田</td><td>3,700</td></tr><tr><td>高倉</td><td>3,800</td></tr><tr><td>三更</td><td>4,500</td></tr></table>・本名ダム<table><tr><td>発令地区</td><td>流量（m3/s）</td></tr><tr><td>西谷</td><td>3,700</td></tr><tr><td>中川</td><td>3,900</td></tr><tr><td>大志</td><td>4,200</td></tr><tr><td>川口</td><td>4,200</td></tr></table>・滝ダム<table><tr><td>発令地区</td><td>流量（m3/s）</td></tr><tr><td>横田</td><td>3,100</td></tr><tr><td>越川、西部</td><td>3,100</td></tr><tr><td>橋立</td><td>3,200</td></tr><tr><td>上横田</td><td>3,500</td></tr><tr><td>大塩</td><td>4,100</td></tr><tr><td>滝沢、田沢</td><td>4,300</td></tr></table></td><td>・気象庁ホームページ
・防災情報提供システム
・福島県河川流域総合情報システム
(http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/)
・XRAIN 雨量情報
(http://www.river.go.jp/xbandradar/)
・福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所
(http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html)
・福島県土砂災害のおそれのある箇所図
(http://www.pref.fukushima.jp/sabou/kikenkasyomap/kikennkasyo.html)
など</td></tr>
<tr><td>緊急安全確保
（警戒レベル 5）</td><td>ア～ウのいずれかに該当する場合であって、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中</td><td>・気象庁ホームページ
・防災情報提供システム
・福島県河川流域総合情報システム</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>心とした行動変容を特に促したい場合
ア　レベル５大雨特別警報、レベル５土砂災害特別警報が発表された場合
イ　土砂災害、河川氾濫の発生が確認された場合
ウ　町内各ダムの流量が下記の数値を越えた場合
・上田ダム
<table>
<tr><td>発令地区</td><td>流量（m3/s）</td></tr>
<tr><td>水沼</td><td>4,600</td></tr>
<tr><td>上田</td><td>5,300</td></tr>
<tr><td>高倉</td><td>5,400</td></tr>
<tr><td>三更</td><td>6,400</td></tr>
</table>
・本名ダム
<table>
<tr><td>発令地区</td><td>流量（m3/s）</td></tr>
<tr><td>西谷</td><td>5,300</td></tr>
<tr><td>中川</td><td>5,700</td></tr>
<tr><td>大志</td><td>6,000</td></tr>
<tr><td>川口</td><td>6,100</td></tr>
</table>
・滝ダム
<table>
<tr><td>発令地区</td><td>流量（m3/s）</td></tr>
<tr><td>横田</td><td>4,500</td></tr>
<tr><td>越川、西部</td><td>4,500</td></tr>
<tr><td>橋立</td><td>4,600</td></tr>
<tr><td>上横田</td><td>5,000</td></tr>
<tr><td>大塩</td><td>5,900</td></tr>
<tr><td>滝沢、田沢</td><td>6,200</td></tr>
</table>
</td>
<td>(http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/)
・XRAIN 雨量情報
(http://www.river.go.jp/xbandradar/)
・福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所
(http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html)
・福島県土砂災害のおそれのある箇所図
(http://www.pref.fukushima.jp/sabou/kikenkasyomap/kikennkasyo.html)
など</td>
</tr>
</table>

避難情報の判断基準は上記のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意すること。

- 避難情報の判断に必要な情報については、情報を発表した福島地方気象台、福島県土木部等との間で、相互に情報交換すること。
- 関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣の市町村でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- 自然現象を対象とするため、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、前兆現象、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風雨の中での避難等）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行う必要があること。
- 災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況により、異なる種別の避難情報を発令することが適切な場合もあること。

急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難を必要と認める地域の必要と認める居住者等を

踏まえ、総合的な判断をして避難情報の発令を行うものとする。

（２）避難情報発令の責任者

避難情報発令の責任者（権限を有する者）は次のとおりである。

①　高齢者等避難

ア　町長（災害対策基本法第 56 条第 2 項）

②　避難指示

ア　町長（災害対策基本法第 60 条第 1 項）

イ　知事（災害対策基本法第 60 条第 6 項）

ウ　警察官（災害対策基本法第 61 条）

エ　知事、その命を受けた職員又は水防管理者（水防法第 29 条）

オ　知事、その命を受けた職員（地すべり等防止法第 25 条）

カ　災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（自衛隊法第 94 条により、その場に警察官がいない場合に限る。）

③　緊急安全確保

ア　町長（災害対策基本法第 60 条第 3 項）

イ　知事（災害対策基本法第 60 条第 6 項）

（３）避難情報の発令の報告

①　避難指示等を行った者は、直ちに町長（本部長）に通知する。

②　町長（本部長）は、避難情報を発令した場合（自主避難も含む）は関係機関に必要事項を連絡するとともに、県知事へ報告しなければならない。避難情報の解除の場合も同様である。

報告の関係様式は、様式 2～7 のとおりである。

（４）避難場所・避難経路

避難場所の所在及び収容人員等は別紙（資料 15）による。

避難場所に至る避難経路については、災害の発生場所等に応じ定めるが、状況に応じて変更するなど、現場責任者の的確な判断によるものとする。

（５）避難情報の伝達

①　伝達事項

ア　避難対象地域

イ　避難場所及び避難経路

ウ　避難情報発令の理由

エ　注意事項

・避難後の戸締り・必要な携行品・服装・その他

②　伝達方法

防災行政無線を中心に、広報車等による伝達、電話で直接連絡する方法、その他サイレンを併用するなど、的確かつ効率的な伝達に努める。

③　関係機関への伝達

ア　県の出先機関、警察署等に連絡し、協力を求める。

イ　避難所として利用する学校、公民館、集会所、公共機関の施設等の管理者に連絡し、協力を求める。

（６）避難の方法

①　避難の誘導者

避難誘導は、一般住民の避難においては警察官、消防署員、町職員、消防団員等が行い、各学校、企業、団体等においてはそれぞれに定める誘導責任者、または施設の管理者等があたることになるが、いずれの場合でも地区に密着した消防団各班の協力を得て実施するものである。

②　避難順位等

避難の順位は、傷病人、老人、乳幼児及びその母親、小・中学生を優先する。

なお、状況に応じて、事前に病人・老幼婦女等を避難させるなどの対策を講じるものとする。

③　自主避難

生命、身体の危険が予想される場合は、避難指示の前に避難者が自らの判断で避難するよう努めるものとする。この場合でも、なるべく消防団員等の応援を得て、安全かつ迅速に避難を行うものとする。

④　避難経路の確保

避難経路について、誘導者が事前に点検して要所には人員を配し、また、危険箇所には縄張りをしたり、夜間の照明を確保するなど、安全の確保に万全を期するものとする。

予定の避難経路が通行不能の場合は、避難先の変更を含め、誘導者が的確な判断により、安全な経路で安全な場所に誘導するものとする。

（７）避難所の開設及び運営

避難所の運営等については、第 7 節に示す。

（８）警戒区域の設定

①　警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生、または災害が予想される場合、生命または身体に対する危険を防止するために必要を認めた場合は、警戒区域を設定し、ロープ等により明示し、その区域への立入制限、禁止等の措置をとるものとする。

なお、当該住民の退去措置などの方法については、関係機関と協議して定める。

②　警戒区域の設定権者

ア　町長（災害対策基本法 63 条）

イ　警察官（災害対策基本法 63 条、警察官職務執行法第 4 条、消防法 28 条及び第 36 条）

ウ　消防吏員、または消防団員（消防法 36 条において準用する同法第 28 条）

エ　災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 1 項及び第 2 項の者が現場にいない場合に限る）

オ　知事（災害対策基本法第 73 条により、市町村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合）

第２節　発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

災害情報の収集・伝達の要領及び通信の確保については次のとおりとする。なお、災害に伴う被害の状況掌握等は災害応急対策の基本となるものであるから、迅速かつ的確な行動が基本である。

1　災害情報の収集、連絡

（1）災害情報の収集

①　気象情報等の収集

気象情報等の収集については前節に示したとおりである。

②　被害情報の収集

ア　通報の受領

被害情報は、被害の状況に応じて担任する関係各位（災害対策本部設置後は各班）ごとに収集する。被害発生の報告を受けた職員は、報告者から次の事項を聞き取るものとする。

１．災害の概要 Ａ．発生場所　　Ｂ．発生日時　　Ｃ．災害の種別・概況 ２．被害の状況 人的被害の発生状況と人命危険の有無の確認を優先すること。 ３．応急対策の状況 ４．その他必要事項 報告者の氏名・連絡先など

報告を受けた職員は、被害の状況が特に緊急を要すると認めた時は、直ちに総務課長及び関係課長（本部設置後は総務部長及び関係各部長）に報告する。

イ　現況の確認

被害の発生を知った関係各位は、他の機関や関係者から情報を得るとともに、現場に係員を派遣するなどして、情報の確認及び詳細な情報の収集を行う。

ウ　総務課長に対する報告

収集した情報は、関係する係ごとに整理し、総務課長に報告するものとする。この報告は被害状況報告書（様式１－１～１－７）により行うものとする。

③　勤務時間外及び休日等の被害報告の収集及び通報

被害の発生が予想される場合は、関係主管係は事前配備の発令前であっても登庁して待機し、状況の掌握に努めるなどの対策を行う。

宿日直員が、突発的な被害について住民・医療機関等から通報を受けた場合、宿日直員は直ちに総務課長に連絡し、指示を得るものとする。この場合、宿日直員は口頭電話受理用紙に記録し、総務課長に引き継がなければならない。

④　災害危険箇所等に関する情報の収集

災害の拡大防止と二次災害を防止するため、災害発生現場以外の災害危険箇所等についても、人員を派遣するなどして状況の把握に努め、また、降雨量・降雪量や河川水位等の情報の収集をおこたりなく行うものとする。

⑤　本部長は、被害状況の統一的かつ詳細な把握を行うために特に必要と認めた時は、職員の中から必要な人員を選び、被害状況調査班を設置することができるものとする。

（２）情報の分析・整理

①　情報の検討

総務課長は、報告を受けた被害報告等について、必要がある場合は関係課長等と協議し、その後の防災措置の適切な実施を総合的に検討するものとする。

②　情報の相互連絡

情報の精度を高め、情報を共有するため、各課及び各関係機関は相互に情報を交換し、常に連絡を取り合うものとする。

④　　情報の整理

被害情報等は、総務課（本部設置後は総務部）で整理し、保管する。

（３）情報の伝達

①　住民への情報伝達

ア　避難指示の伝達については第１節に示したとおりである。

イ　問い合わせに対する対応、被災者への情報伝達については第 12 節に示す。

②　県その他関係機関に対する報告

ア　被害の状況は、関係法令の定める報告がある場合には、各主管部において各関係機関に報告するものとする。

イ　報告の要領は、関係機関の要請があった場合は、その要領によるものとし、報告は迅速に行わなければならない。

ウ　県へ報告することができない場合は、直接国（総務省消防庁）へ被害状況などを報告する。

また、消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を直ちに電話により総務省消防庁及び県災害対策課に報告するものとする。

③　被害報告の要領

速　　報	○被害が発生した場合、直ちに行う報告 ○電話またはＦＡＸで報告を行った後報告用紙により提出する。
↓	
中間報告	○被害概況報告後において被害が増加、減少あるいは詳細が判明した場合行う報告 ○電話またはＦＡＸで報告を行った後報告用紙により提出する。
↓	○何月何日何時までの集計かを明記する。
確定報告	○被害が確定した場合、直ちに行う報告 ○電話またはＦＡＸで報告を行った後報告用紙により提出する。

２　通信手段の確保

（１）通信手段の種類

一般の通信は、電話及びＦＡＸによることを基本とする。

県関係機関との連絡については、県総合情報通信ネットワークの利用を基本とする。

具体的な利用方法について以下に示す。

（２）指定電話・連絡責任者の指定

①　指定電話

災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図るものとする。

災害時においては、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。なお、指定電話は、ＮＴＴの災害時優先電話の指定を受けて緊急優先通話が可能なものとする。

②　連絡責任者

町及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統括する。

（３）優先通信網の有効利用

①　ＦＡＸの優先利用

本部・出先機関・防災関係機関相互間の指令の伝達及び報告等の通信には、原則としてＦＡＸによる文書通信を行う。関係機関のＦＡＸ番号は資料 6 のとおりである。

②　災害時優先電話の利用

事前にＮＴＴから指定を受けることにより、緊急時に通信制限を受けない災害時優先電話を活用する。

金山町役場及び町有の施設等で指定されている災害時優先電話は次のとおりである。

名　称　等	電話番号	名　称　等	電話番号
金山町役場　保健福祉課	５４－５１３０	金山中学校	５４－２３３７
総務課	５４－５２１０	かねやま小学校	５４－２２５１
〃	５４－５２１０	川口保育所	５４－２８２２
建設課	５４－５３１１	横田保育所	５６－４１４０
農林課	５４－５３２１	老人福祉センター	５５－３３３６
総務課ＦＡＸ	５４－２１１７	国保診療所	５４－２０３１
農林課ＦＡＸ	５４－５３３５	診療所医師住宅	５４－２８１２
役場　横田出張所	５６－４１１１		

③　消防通信の利用

消防本部、金山出張所間に消防業務用として、消防専用回線を含む有線電話通信網が平成８年度に整備されているので、その活用について協力体制を図る。

（４）有線が途絶した場合の体制

①　県・近隣市町村及び防災関係機関との連絡

県総合情報通信ネットワークを利用して行う。

②　その他

上記のほか法令、その他に基づき的確な通信網を確保し、災害応急措置に万全を

期するものとする。

第３節　活動体制の確立

災害発生時に、職員の動員、災害対策本部の設置体制を確立し、近隣市町村その他の関係団体の協力を得て迅速かつ適切な活動体制を行うための基本的な指針を定める。

また、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制等について必要な準備を整えるなど、県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制（受援計画）を整備する。

１　職員の活動体制

（１）動員の基準

動員の一般的基準は、別表「非常配備に関する一般的基準」により、本部設置前の動員については総務課長が、本部設置後にあっては本部長が決定する。

（２）動員の連絡体系

総務課長（本部設置後にあっては総務部長）が、各課長等（各部長）に通知し、各課長等（各部長）は各部の定める連絡体系により各職員に連絡する。

勤務時間外の連絡は電話によることを基本とするが、状況に応じて防災行政無線、伝令等適当な方法を用いることとする。

（３）通信途絶時の動員体制

職員は、通信途絶等により動員命令を受領不可能な場合であっても、テレビ、ラジオ等により「非常配備に関する一般的基準」にある基準に該当すると判断した場合は、各参集所に参集するなどして上司の指示を仰ぐものとする。

（４）各部の動員計画

各部長は、災害の状況に応じた動員体制を取ることができるよう、おおむね次の事項について各種災害の状況に応じて定め、関係職員に周知し、これを総務課長に提出するものとする。

ア　事前配備及び第一非常配備における動員人員

イ　参集場所及び交通途絶時により参集できない場合の体制

ウ　直接災害現場に参集する場合の体制

エ　動員連絡系統図

（５）災害発生時における職員の服務

災害発生時に、災害現場で人命救助等の緊急活動を行う町職員に動員の通知があった場合、または町職員で消防団員を兼ねる者の活動の一般的基準、その他災害発生時の職員の服務の基準については、総務課長がこれを含め職員に周知する。

２　広域的な応援体制

（１）県に対する要請（災害対策基本法 68 条、地方自治法第 252 条の 17）

①　要請の手続き

県知事に応援要請または応急措置の実施を要請する場合は、会津地方振興局長を経由し、県知事（災害対策課）に対し、県総合情報通信ネットワーク、ＦＡＸ等により依頼し、その後速やかに文書を提出する。

② 要請事項の明確化

要請は次の事項を明確化して行う。

ア 災害の状況

イ 応援を要請する理由

ウ 応援を希望する職種別人数

エ 応援を必要とする場所

オ 応援を必要とする活動内容

カ 応援を必要とする期間

キ 援助を必要とする物資、資材、器具等の品名、数量等

ク 援助を必要とする物資等の配布先

（2）他市町村への要請（災害対策基本法第 30 条・第 67 条、消防組織法第 21 条、地方自治法第 252 条の 17）

① 要請の手続き

応援要請の手続き及び要請の細部事項については、県の場合に準ずる。

② 消防相互応援協定

消防相互応援協定は、資料 24 のとおりである。

重大な災害が発生した時には、これらの協定に基づき、他市町村の消防団の応援を要請するものである。

（3）指定地方行政機関への要請（災害対策基本法第 29 条・第 30 条）

応援要請の手続き及び要請の細部事項については、県の場合に準ずる。

（4）指定公共機関等への要請（災害対策基本法第 57 条）

（5）応援協定の締結

本町と県や県内市町村等及び関係機関との間に、災害時の応援協定を締結しておき、スムーズな応急対応策がとれるよう体制づくりを行う。詳細は資料 24 のとおりである。

（6）応援職員受け入れのための受援体制

応援職員を円滑に受け入れるため、受入体制、役割分担、支援を要する業務、連絡体制等について、あらかじめ定めた受援計画により、迅速・適確に受け入れができるよう情報共有や各種調整を行う。

（7）国・県による要請を待たない応援の実施等

指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、市町村が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められる場合において、その事態に照らし緊急を要し、応援の要請の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで応援をすることができる。

また、市町村は応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要求をするよう求めるものとする。市町村がこの要求をできない場合には、そ

の旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。その場合において、当該通知を受けた指定地方行政機関又は指定地方行政機関はその事態に照らし、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

3　防災関係機関相互の連携体制

（1）体制の確立

指定行政機関及び公共機関は、災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。

（2）公共機関相互の連絡体制

指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体等との間において緻密な連携の確保に努めるものとする。

（3）ライフライン事業者の連絡体制

ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。

4　災害対策本部等の設置等の確立

（1）設置及び解散の基準

①　設置の基準

災害の予防、拡大防止、応急復旧活動を円滑に実施するため、町長は必要と認めた場合にこの計画の定めるところにより「金山町災害対策本部」を設置する。

ただし、大規模災害発生時における町長の不在等の非常時において、町長による災害対策本部設置の決定が困難な場合は副町長が決定し、それも困難な場合には教育長を第2順位、総務課長を第3順位とする。

なお、自衛隊への災害派遣要請など緊急を要する判断について、町長不在等の非常時においては、第1順位副町長、第2順位教育長、第3順位総務課長の順に判断するものとする。

設置の基準は別表「非常配備に関する一般的基準」中の第一非常配備及び第二非常配備に該当する場合の配備基準であるが、再掲すると次のとおりである。

ア　町内に局地的な災害の発生が予想される場合、または発生した場合。

イ　町内の全域にわたって災害が発生すると予想される場合または発生した場合。

ウ　災害が特に甚大と予想される場合。

エ　災害救助法による救助を適用する災害が発生した場合。

②　解散の基準

本部長は、災害発生のおそれがなくなったと判断したとき、または災害の応急対策が終了したと判断したときは、本部を解散する。

ただし、設置が前①エの基準によった場合は、事項前段のほか、当該法の規定に基づく救助が完了した場合に解散する。

（2）設置または解散の通知

町長は、災害対策本部が設置または解散した時は、町民及び関係機関に対し、速やかに電話その他適切な方法によって通知しなければならない。

報　告　・　通　知　先	連絡担当者	方　　法
町民	総　務　部	防災行政無線
役場内各部・班	〃	庁内放送
役場出先機関	〃	電話、ＦＡＸ
福島県知事（会津地方振興局）	〃	県総合情報通信ネットワーク、ＦＡＸ
会津坂下警察署長	〃	電話、ＦＡＸ
防災関係機関	〃	電話
近隣市町村	〃	県総合情報通信ネットワーク、電話、ＦＡＸ
報道機関	〃	電話、ＦＡＸ

（３）本部設置前の体制

①　軽度の災害対策体制

本部設置の必要がない災害については、平常の町の組織により対処する。

②　事前配備下の活動

ア　事前配備の基準

事前配備の基準は別表「非常配備に関する一般基準」のとおりである。

イ　職員の配備

事前配備に付く職員は総務課職員及び建設課職員のうち必要と認める人員とするが、特に必要な場合は他の職員を配置することができるものとする。

ウ　情報の収集

総務課及び建設課職員は気象情報、降雨量、河川の水位、降雪量などの情報を確実に収集し、相互に情報を交換して検討するとともに総務課長に提出する。

エ　関係職員の待機

避難所の設置及び、非常配備体制（本部設置体制）に円滑に移行できる体制を整えるため、必要に応じ、関係職員を待機させるなどの対応を行う。

（４）災害対策本部の組織

①　構成

町長を本部長とし、副町長・教育長が副本部長となり、別図「金山町災害対策本部組織編成表」（資料 1）のとおり、町の全職員をもって構成する。

②　設置場所

災害対策本部室を金山町役場町長公室に設置する。

③　本部会議

本部長は、災害対策の遂行にあたり必要と認めるときは本部会議を招集する。

本部会議は部長以上で構成し、収集した情報の検討、総合的な災害対策計画の策定、部門ごとの任務調整などを行う。

④　本部業務

各部長は、本部員として金山町役場 2 階を拠点とし、次の業務を行う。

ア　本部と所属各班の情報の連絡、命令の伝達（縦の連絡）

イ　各部相互の情報交換による効果的対策の検討（横の連絡）

（５）災害対策本部の活動

①　非常配備の基準

ア　非常配備の種別、内容等の基準は別表「非常配備に関する一般基準」のとおりである。

イ　各班長は、事務分掌に基づき、班ごとの配備基準を定めこれを班員に徹底しておくものとする｛第３節１－（４）｝

②　第一非常配備下の活動

ア　職員の配備

第一非常配備では、町の各課・係（本部組織では各部・班）の職員のうち、班ごとに必要と認める人員を配備する。｛第３節１－（４）｝

イ　職員相互の連絡体制

総務部長は、各部長と相互の連絡を密にし、情報の共有と正確な状況の把握に努めるものである。

また、各班長及びその他の職員についても相互に情報を交換し、客観的な情勢把握を行うものとする。

ウ　記録の励行

公的な文書または様式の定めがある報告書以外であっても、各職員はなるべく状況の記録に努め、正確を期するものとする。

エ　その他

具体的な活動については次節以降で示す。

③　第二非常配備下の活動

ア　職員の配備

第二非常配備は町の全職員を配備し、全力をあげて対策を行う配備である。

イ　その他

活動の概況は第一非常配備に準じ、具体的な活動も次節以降に示す。

別表「非常配備に関する一般的基準」

種　別	区　分	配備内容	配備基準
事前配備	本部設置前の体制	情報収集、現状把握のため、総務課及び建設課職員その他町長が必要と認める職員を配置する。 また、警報発令時の避難所設置に備え、各課長は職員を待機させる。	１、次の各注意報の１以上が発令され、町長が配備を指令した場合。 (1) 風雪注意報　(2) 強風注意報 (3) レベル２大雨注意報 (4) レベル２土砂災害注意報 (5) 大雪注意報
警戒配備		総務課及び建設課職員による情報収集等を継続するとともに、各課長は災害の発生に備え直ちに非常配備に移行できる体制とする。 また、避難所設置のため、関係各課から職員を配置する。	１、次の各警報の１以上が発令され、町長が配備を指令した場合。 (1) 暴風雪警報　(2) 暴風警報 (3) レベル３大雨警報 (4) レベル３土砂災害警報 (5) 大雪警報 ２．その他必要により町長が当該配備を指令した時。
非常配備	本部設置体制	災害対策本部の全員を動員し、それぞれの災害応急対策活動を円滑に実施できる体制とする。	１、町内の全域又は局地的な災害の発生が予想される場合、または発生した場合。 ２、その他必要により町長が当該配備を指令した場合。

⑤　各体制の配備計画は次のとおりとする。

ア　事前配備　　総務課・建設課の職員

イ　警戒配備　　総務課・建設課職員のほか関係各課職員２名以上

ウ　非常配備　　全職員参集

5　自衛隊の災害派遣（自衛隊法第 83 条）

（１）派遣要請の方法

本部長（町長）は被害が大規模で、自衛隊の災害派遣を要請する必要がある場合は、知事に対して自衛隊災害派遣の要請をするよう求めるものとする。

本部長（町長）が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として会津地方振興局長を経由して、知事（災害対策課）へ要求するものとする。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事（災害対策課）に要求し、事後文書を送達するものとする。この場合、速やかに会津地方振興局へ連絡するものとする。

ア　災害の状況及び派遣を必要とする理由

イ　派遣を必要とする期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他、参考となるべき事項

本部長（町長）は前項の要求ができない場合は、町を災害派遣隊区とする部隊長に対して災害の状況を通知することができるものとする。その場合、本部長（町長）は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

（２）災害派遣部隊の受入体制

①　受入れ準備

自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないように効率的な作業分担を定めるとともに、必要な資機材の確保、調達を行う。

派遣部隊の宿泊所、車両、機材等の保管場所及びその他受け入れのために必要な措置及び準備を行う。

②　受入れ

円滑に応急対策活動を推進するために、総務部職員の中から責任者を定める。責任者は、作業実施期間中は原則として現場に常駐し、派遣部隊と災害対策本部間の連絡を密にし、作業の推進を図るものとする。

③　撤収の要請

本部長（町長）は、県及び自衛隊と協議した結果、災害派遣の目的を達成したと判断した場合は、文書をもって知事にその旨報告するものとする。

（３）経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、町、部隊が相互調整のうえ、その都度決定する。

①　県、町の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消

耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

② 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の準備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

（4）ヘリポート

町内の臨時ヘリポートの所在は資料 19 のとおりである。

（5）派遣要請先

福島駐屯地第 44 普通科連隊

所在地　　福島市荒井字原宿 1（電話　024－593－1212　内線：235）

担当者　　第 44 普通科連隊第 3 科（県総合情報通信ネットワーク 811－280－01）

時間外　　福島駐屯地当直司令　　（県総合情報通信ネットワーク 811－280－02）

（6）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとった時は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

① 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令

② 他人の土地等の一時使用等

③ 現場の被災工作物等の除去等

④ 住民などを応急措置の業務に従事させること。また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第４節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

風水害においては災害が時間の経過とともに拡大する場合が多く、適切な応急活動によってその被害を最小限にし、あわせて二次被害を防止しなければならない。

1　災害危険箇所の点検

（1）情報の収集

災害の拡大防止と二次災害の防止を行うためには、正確な状況の把握が必要である。そのため、第 2 節に準じた情報の収集、連絡及び通信の確保を行うものとする。

（2）専門技術者の派遣

本部長（町長）は災害発生後において必要と認める時は、県等の関係団体に要請し、専門技術者を派遣して災害現場及びその他の災害発生危険箇所の詳細な調査を行うものとする。

2　警戒避難体制の整備

災害の拡大及び二次災害の発生に伴う被害を最小限にとどめるため、住民への周知活動

と消防団等による警戒及び状況に応じて避難誘導を行うものである。これらの方法等については第１節「災害発生直前の対策」に準ずる。

３　災害の拡大及び二次災害の防止活動

（１）実施体制

災害の拡大及び二次災害の発生にともなう被害を最小限にとどめるため、住民への周知活動と消防団等による警戒及び状況に応じて避難誘導を行うものである。これらの方法等については第１節「災害発生直前の対策」に準ずる。

（２）防止策

①　排水対策

水害被害対策として、土嚢の設置や応急仮設水路の整備及びポンプの利用による排水などを行うものとする。

②　風倒木の除去

土石流の発生防止または交通の確保のために必要な場合は風倒木その他の障害物の除去を行う。

③　不安定土砂の除去

不安定な土砂等が確認された場合はその除去に努め、がけ崩れ、土石流等の土砂災害を防止するものとする。

④　仮設防護柵等の設置

雪崩、がけ崩れ等の拡大防止に効果があると認めた場合は仮設の防護柵等を設置する。

⑤　災害対策施設の応急復旧

防護柵、堤防その他の災害対策施設に被害があった場合は、できるだけ速やかに復旧を行うものとする。

⑥　林野火災発生後の対策

下流部で土石流発生の危険性があるので、砂防、治山、地滑り防止施設の整備などを行うものとする。

第５節　救急・救助、医療及び消火活動

災害発生時には、人命の安全を第一に救急・救助活動、医療活動及び消火活動を行うが、町内の防災機関のみでは不十分と予想されるため、関係団体等の協力を得て十分な活動が実施できる体制を整えるものとする。

１　救急・救助活動

（１）活動の基本方針

救急・救助活動は、町が第一次的な実施責任者として消防署、及び警察署の協力を得ながら行うものとする。

また、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携し、人員及び重機等の資機材を

優先的に投入して行うものとする。

これらの活動について以下に示す。

（２）消防団員の召集

災害の状況に応じ、消防団員を招集し補助活動を行って万全を期するものとする。

（３）救急現場本部の設置

必要に応じ、災害現場に救急現場本部を設置し、消防署及び警察その他関係機関との連絡体制を確立するとともに、指揮命令の徹底と被害状況の正確な把握に勤めるものとする。

（４）傷病者多数発生時の活動

救助・救急活動及び救急搬送活動は、救助措置を要する者を優先に消防署等が行い、軽傷者は消防団、自主防災組織及び住民の協力により行う。

また、自ら被災者等の救助活動を行うことが困難な場合は、次の事項を示し、県に救助活動の実施を要請するとともに、必要に応じ民間団体にも協力を求める。

① 応援を必要とする理由
② 応援を必要とする人員、資機材等
③ 応援を必要とする場所
④ 応援を希望する期間
⑤ その他周囲の状況等、応援に必要な事項

２　医療活動

（１）医療救護の実施体制

① 町職員等を中心とした診療班

診療班に国保診療所の医師を加え、救護に当たるものとする。

② 負傷者等の搬送班

総務部の職員を中心に傷病者等の搬送に当たるものとする。

③ 応援の要請

町の診療班による実施体制では不十分な場合は、医師会、日本赤十字社及び保健福祉事務所等の機関に要請し、医療班を編成し、医療及び搬送手段の確保を図る。

災害により、多数の傷病者が発生した場合は、国保診療所その他の近隣病院で診療を行うほか、軽傷病者については、避難所に医療班を派遣して救護を行う。

医療班の能力を超える救護が必要になった場合は、県及び関係機関に要請する。

（２）活動内容

医療班が仮設救護所において行う医療活動は、原則として次のとおり実施するものとするが、災害の状況に応じ柔軟に対応するものとする。

① 傷病者の重症度の判定（傷病者の振り分け）
② 重症患者に対する救急蘇生術の施行
③ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
④ 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
⑤ 助産活動
⑥ 死亡の確認

（３）仮設救護所の設置

災害の状況に応じ、学校、集会所等に仮設救護所を設置し活動にあたる。仮設救護所は原則として前述１－（３）救急現場本部と併設し、医療及び救助・救急活動とともに、各機関との連絡調整及び状況の把握等を行う。

また、被災者になることで顕在化する精神衛生上の問題に対応するため、必要により精神医療チームを避難所に巡回させる。

（４）医療器具、医薬品等の調達

医療器具、医薬品等が、町内から調達できない場合は、近隣市町村の関係業者から調達するか、県その他の関係機関に協力を要請し、確保に努めるものとする。

なお、県の行う福島県災害時医薬品等備蓄供給体制において、災害時医薬品等の供給要請を行う場合は、会津保健福祉事務所へ行う。

３　消火活動

（１）消防署及び消防団の活動

①　活動の基本方針

同時に複数の火災が発生した場合は、重要度に応じて消火活動を行い、火災規模が消防力を上回る場合は、人命の安全を優先に、延焼の防止等を行うものとする。その他、それぞれ行動マニュアルに則り相互協力の上、適切な消火活動に努めるものである。

②　出火の防止活動及び情報の収集

火災の発生や類焼が予想される場合は、付近の住民に対し、火災の防止と飛び火の警戒を呼びかけるとともに、状況の把握を行うものとする。

（２）自主防災組織及び住民の活動

①　出火の防止

各家庭におけるガス栓及びストーブ等の安全を確認し、相互の呼びかけを行う。

②　消火活動

消火器等を利用して初期消火に努めるとともに速やかに消防機関に通報する。

（３）事業所、施設等の対応

①　出火の防止

火気、ガス、石油の遮断等を確認する。

②　消火活動

初期消火を行うとともに、消防機関に通報し、指示に従う。

第６節　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

被災者を安全な地域に移送したり、対策要員・資材等を被災地に投入するためには、応急対策の基本として、円滑な輸送活動を実施しなければならない。輸送路及び車両の確保、輸送活動の実施方法等について以下に示す。

1　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保は建設部が中心となり、緊急輸送活動は総務部が中心となって行う。

緊急輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行う。

①　人命の安全

②　被害の拡大阻止

③　被害応急対策の円滑な実施

2　交通の確保

（1）状況の把握

建設部長は、警察機関、道路管理者及び関係機関と連絡をとり、現場に職員を派遣するなどして以下の事項について把握に努めるとともに、随時本部長に報告する。

①　主要道路、橋りょう等の被害状況、及び復旧の見通し

②　道路交通規制の実施状況

③　鉄道の被害状況、及び復旧の見通し

④　その他、交通関連の情報

（2）道路障害物の除去及び遮断道路の応急復旧対策

①　実施責任者

障害物の除去等の応急復旧活動は、道路管理者（国、県道は県、町道は町）が行うが、県の関係機関と協議の上、状況により相互に協力できる体制をとるものとする。

②　障害物除去等の方法

建設部は、町内の建設事業者への委託または重機の借上げ等を行い、障害物除去を指揮監督する。

③　優先順位

以下の順序により障害物の除去または応急復旧を行う。

ア　住民の安全確保上重要な道路

イ　避難路

ウ　資材等の緊急輸送上重要な道路

（3）交通の規制

本部長（町長）は、会津坂下警察署長と協議の上、必要に応じて交通規制の実施を要請するものとする。

3　緊急輸送活動

（1）輸送の範囲

①　被災者の避難

②　救急・救助・医療活動実施のための輸送

③　応急活動実施のための派遣要員の輸送

④　飲料水及び食料品供給のための輸送

⑤　被災者の生活関連物資運搬のための輸送

⑥　応急復旧資材等の輸送

⑦　その他、特に応急対策上必要な輸送

（２）車両等の確保及び調達

緊急輸送車両は公用車の使用を原則とするが、総務部長は必要に応じ、調達機関から必要な車両を調達するものとする。

（３）ヘリコプターによる緊急輸送

陸上輸送が困難な場合は、ヘリコプターによる緊急輸送を要請する。

（４）円滑な輸送の実施

総務部長は、関係各部及び関係機関等と連携を取りながら配車を行い、円滑な輸送に努めるものとする。

第７節　避難収容活動

災害発生時に住民の安全を確保するための避難所の開設、運営の方法及び被災者の応急住宅の建設等の指針を示す。

１　避難誘導の実施

住民の避難誘導については、第１節で示したとおりであるが、消防団員等の協力を得て、人命の安全を最優先に行うものである。

２　避難所の整備

（１）避難所及び避難収容対象者

①　避難所

住民部長は、災害の種別、状況等を考慮し指定の避難所（資料 15）の中から、被災地から近距離で安全かつ避難路の安全な場所に開設するものとする。指定の避難所が適当でない場合は、その他の適当な建物を使用し、または野外テントの設置等も考慮する。

②　避難収容対象者

ア　災害によって現に被害を受けた者

・住宅が被害を受けて居住場所を失った者であること

・住宅に被害はないが、災害により一時的に居住できない状態の者であること

イ　災害によって現に被害を受けるおそれのある者

・避難指示が出た場合

・避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要な場合

（２）避難所の周知

住民部長は、避難所を開設した場合は速やかに地域住民に周知徹底し、県をはじめ警察、自衛隊等に連絡する。

（３）避難所における措置

避難所における救援措置は、次のとおりである。

① 被災者の収容
② 被災者に対する給水、給食措置
③ 負傷者に対する医療救護活動
④ 被災者に対する生活必需物資の供給措置
⑤ 被災者に対する情報提供
⑥ その他必要な救護措置

なお、避難が長期化する場合は、避難の生活環境整備やプライバシーの確保に留意する。

（4）県有施設の利用

県は、町長の要請に応じ、被災者の一時収容のため県有施設の一部を提供するものとし、施設管理者は町が行う収容活動に協力する。

なお、施設管理者は、使用する施設部分を明示して提供するものとし、被災者は町長が管理する。

（5）避難所の運営

① 避難所勤務要員の派遣

開設した避難所には、管理責任者その他の人員を派遣する。派遣職員は避難所に常駐し、維持管理及び連絡調整を行う。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

② 運営

住民部長は、自主防災組織、婦人消防クラブ、ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行う。

③ 区画の指定

避難所の受入れスペースを確保する場合、事情が許す限り地区ごとに区分し、避難した住民の自主的な運営を促す。

④ 給食・給水・物資支給等の実施

避難所管理責任者は住民部等と協議の上、給食・給水・物資支給等を行う。

⑤ 運営状況の記録及び報告

避難所管理責任者は、避難所の運営に際し次のとおり記録及び報告を行う。

ア 避難収容者名簿の作成・報告（様式 3）
イ 避難所収容台帳の整備・報告（様式 4）
ウ 避難所運営状況の記録・報告（様式 5～7）

3 応急仮設住宅等の対策

（1）応急仮設住宅の建設

① 状況の調査

建設部長は、災害によって滅失した戸数、構成世帯員、独力で住宅を確保できない者等を調査し、記録簿（様式 29）に記録するとともに本部長に提出する。

② 建設実施の決定

調査の結果、災害救助法の基準により、家屋を失った被災者が多数発生した場合で、公営住宅等の空き部屋を提供しても住宅を確保できない場合は、建設部長は応

急仮設住宅を建設するものとする。

③　建設地の選定

被災地区近隣の町有地等で、危険地域でなく、保健衛生上も良好な場所とする。

④　建設の実施

ア　建設業者の選定等

建設部長は、町登録の指名建設業者の実態及び建設資材の調達可能数量等を把握しておき、町建設協会及び関係機関と協議の上、適当な業者に建設を要請するものとする。

イ　建設の基準

構造、規模及び建設費用については、災害救助法の定めるところによる。

⑤　着工時期及び供与期間

着工は災害発生からできるかぎり速やかに行う。供与期間はおおむね 2 年以内とする。

⑥　野外収容施設の設置

避難者または遺体を収容する建物等の確保ができない場合には、応急仮設住宅とは別に、野外避難者収容施設または野外遺体収容施設を仮設するものとする。

（2）被災した住宅の応急修理

本部長（町長）は、災害の状況に応じて損傷住宅の応急修理を行うことができる。

災害救助法が適用された場合は、応急修理の必要戸数・世帯名簿を県に報告する（様式 32、33）とともに、知事の委任があった場合は、その修理に当たるものとする。

4　要配慮者対策

（1）情報伝達体制

①　社会福祉施設対策

施設管理者は、定められた避難計画に基づき、職員及び入所者に避難等の情報伝達を行う。

②　在宅者対策

町長は、防災行政無線を活用し、自主防災組織の協力を得て、要配慮者とその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

③　診療所等患者対策

施設管理者は、定められた避難計画に基づき、職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

（2）避難及び避難誘導

①　社会福祉施設対策

施設管理者は、定められた避難計画に基づき、職員が入所者を避難場所に誘導する。避難誘導にあたっては、入所者の実態に即した避難器具を用い、近隣住民等の協力も得ながら行う。

②　在宅者対策

町長は、自主防災組織、消防機関の協力を得て、要配慮者の実態に即した避難用の器具を用いて行う。

③　診療所等患者対策

診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき、職員が患者の避難誘導を行う。

避難は、患者の実態に即した器具等を用い、また必要により避難場所は、医療・救護設備が整備された病院とする。

（3）避難所における配慮等

仮設住宅への収容に際しては、高齢者や生活保護世帯等要配慮者を優先的に入居させることとする。入居後においても、健康状態及び生活実態の把握に努め、要配慮者への支援を行うものとする。

避難所において介護や救護を必要とするものに対して、避難所にヘルパーを派遣するものとし、ボランティアがあれば積極的に受け入れる。

さらに要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導を行う。

第８節　食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

災害によって自ら飲料水、食料及び生活必需品を確保できない者に対して、迅速に供給できるよう対策を講じる。

１　給水対策

（1）実施責任者等

被災者への飲料水供給は本部長（町長）が行う。

災害救助法適用の場合は、知事の委任があった場合のほか、知事の補助機関として給水の実施にあたるものとする。

実際の業務は建設部上下水道班が中心となり行う。

（2）給水源

水道施設及び湧水、小河川を水源とする。

町内の簡易水道施設及び飲料水供給施設の所在地及び給水能力等は資料 21 のとおりである。

（3）水源の水質保全

給水源の水質検査を怠らず、水質確保に努めるものとする。

特に、小河川等を水源とする場合は、なるべく生活用水としての使用にとどめ、衛生的処理に十分配慮するものとする。

（4）給水量

給水量１日１人あたり３リットル以上最大 20 リットルを目標として給水する。

（5）給水方法

水源から水を運搬し、避難所近くに臨時の給水装置を設置して行うが、被災地区長、消防団の協力を得て円滑に行うものとする。

臨時給水所が設置できない場合は、給水タンク（防災用備蓄倉庫に 2 台）により給水

を行う。

その他状況に応じ、バケツその他の受水器具を調達し、配布する。

2　食料供給対策

（1）実施責任者

被災者への食料供給は本部長（町長）が行う。

災害救助法適用の場合は、知事の委任があった場合のほか、知事の補助機関として食料の供給にあたるものとする。

実際の業務は農林部農業班が中心となり行う。

（2）食料品の調達

農林部農業班は、町内の業者から食料を調達することとする。町内の業者だけでは不十分な場合は、他市町村の業者から調達するか、被害が甚大な場合は近隣市町村または県に応援を要請するなど、適当な措置を講ずるものとする。

（3）食料品の輸送

第6節で示したとおり、総務部長が農林部長と協議の上、円滑な輸送を図る。

（4）給食方法

①　災害発生直後の給食

乾パン、インスタント食品等調理の容易な食品を速やかに供給するものとし、給食施設その他の体制が整い次第、米飯給食に移行するものとする。

②　炊き出しの方法

ア　炊き出しの場所

避難所内またはその近隣の給食施設の整った場所とするが、状況に応じ、学校の給食施設で調理後速やかに運搬する方法等も検討する。

イ　現場責任者の派遣

炊き出しの現場には責任者その他の人員を派遣する。派遣要員は被災者、協力団体等との連携調整を図り、円滑な運営を行うものとする。

ウ　炊事機材の確保

炊事機材は町内小中学校等の給食機材の使用を原則とする。

エ　各種団体の協力

必要に応じ、婦人消防クラブその他自主防災組織等の協力を求めるものとする。

3　生活必需品の供給対策

（1）実施責任者

本部長（町長）が主体となって行うが、災害救助法が適用された場合は、物資の調達及び町までの輸送は県知事が行い、被災者に対する支給は町長が知事の補助機関として行う。ただし、知事から委任された場合、または知事による救助の余裕がない場合は、町長が行う。

実際の業務は商工観光部が中心となり行う。

（2）給与または貸与の品目

災害救助法の基準に準じ、次に掲げる品目の範囲内において必要と認めるものを現物

をもって供給する

① 被服、寝具及び身の回りの品

② 日用品

③ 炊事用具及び食器

④ 光熱材料

（3）生活必需品等の調達方法

商工観光部は、町内の業者の中から必要な物資を調達する。町内の業者だけでは不十分な場合は他市町村の業者から調達するか、被害が甚大な場合は近隣市町村または県に応援を要請するなど、適当な措置を講ずるものとする。

（4）生活必需品の輸送

第6節で示したとおり、総務部長が商工観光部長と協議の上、円滑な輸送を図る。

（5）生活必需品の配分

商工観光部長が、世帯構成員別被害状況及び被害による生活深刻度を把握し、計画的な配分を行うものとする。

第9節　保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

災害発生時に、衛生施設の被害や家屋の浸水等により衛生状態が悪化した場合に備えごみの処理計画、消毒活動等について定める。あわせて遺体の処理計画も以下に示す。

1　保健、衛生活動

（1）ごみの処理計画

① 障害物の除去

災害による風倒木の対策については第4節に、道路障害物の除去対策については第6節に示した。これらと同様に、倒壊家屋・施設等についても、消防団及び被災地区区長等と協力の上、除去を行う。

② 臨時ごみ置場の設置

災害により倒壊した住宅の残骸その他の廃棄物については、臨時に仮置場を設置して収集するものとする。仮置場は、被災地区近くの町有地等適当な場所に設置する。

③ 災害ごみの運搬方法

仮置場までのごみの運搬は、消防団及び区長等の協力により、なるべく住民自らが行うよう協力を求めるが、運搬等困難な場合や、撤去が急を要する場合は町が収集処理を行う。町有車による運搬のほか、必要に応じて町内建設業者等に委託するなどして行う。

④ 災害ごみの処理方法

収集された一般廃棄物については、仮置場にて可燃物、不燃物に分別し処理業者で処理した後、最終処分場で処理する。また、状況に応じて埋め立てるなどの対策

を検討する。

⑤　一般ごみ処理計画

常設のごみ置場が被災した場合、早急に修理を行うか、必要に応じ適当な場所に仮設のごみ置場を設けるものとする。また、避難所等にもごみ置場を設置する。

（2）し尿の処理計画

①　仮設トイレの設置

災害の状況に応じ、被災地区の適当な場所に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース会社からの調達及び素掘り等の方法による。

②　運搬

汲み取り清掃は、衛生処理組合によるほか、状況により委託車両を使用する。

保健福祉部長は、あらかじめ民間のし尿処理業者や仮設トイレ等を扱う民間のリース業者に協力が得られる体制を整えておくものとする。

（3）避難所における健康の保持

①　要配慮者対策

高齢者、障害者等要配慮者については必要に応じ、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を行う。

②　健康診断等

避難所においては、保健師を中心として定期的に巡回健康相談を実施するほか、医療班による健康診断を実施する。

また、被災者になることで顕在化する精神衛生上の問題に対応するため、必要により精神科医療チームを避難所に巡回させる。

2　防疫活動

（1）消毒

①　体制の整備

保健福祉部長は区長等の協力を得て、感染症予防のために消毒その他の防疫活動を行う体制をとる。

②　機材の確保

町有の消毒用機材器具は資料 20 のとおりである。

薬剤等が不足の場合は県に斡旋の要請を行うものとする。

③　消毒の実施

浸水地区等被害の大きい地区を優先に、区長及び消防団等の協力を得て実施するものとする。

（2）検病調査、健康診断及び臨時予防接種

検病調査、健康診断及び臨時予防接種については、県の活動に協力するものとする。

（3）広報・指導活動

感染症予防には、災害対策本部の防疫活動ばかりでなく、住民が正しい知識に基づき自らが良好な衛生状態を保つことが重要である。保健福祉部長は関係部局と協力し、防災行政無線の利用や被災地区の巡回により、広報・指導活動を行うものとする。

（4）患者に対する措置

一類又は二類の感染症患者が発生した場合は、指定医療機関に入院の措置をとる。指定医療機関への収容が困難な場合は、県知事が適当と認める病院又は診療所に入院の措置をとる。

（５）避難所への防疫指導

避難所は衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、保健福祉班の指導により防疫活動をおこなうとともに、指導を徹底する。

（６）被害状況の報告

被害状況の概要、患者発生の有無、そ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無等について、会津保健福祉事務所長を経由して、知事あて報告する。

３　遺体の処理等の活動

（１）捜索対象

①　行方不明の者で、周囲の事情から既に死亡していると推定される者の場合

②　災害の規模が非常に甚大で住民等の死亡が推定される場合

（２）捜索体制

町は、会津坂下警察署、会津坂下消防署、消防団、地区住民等の協力を得て行う。捜索は災害発生から 10 日以内に終了するように行う。

（３）他市町村への応援要請等

町で被災し、町のみで捜索実施が困難な場合または遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村等に対し捜索依頼を要請する。

（４）捜索状況の報告

遺体捜索実施のつど状況を遺体捜索状況記録簿（様式 26）に準じて報告する。

（５）遺体の収容処理方法

災害により死亡した者は一時適当な場所に収容する。

身元が判明しない遺体、または引受人が判明しても火葬・埋葬することが困難な遺体については、消防団その他の協力を得て行う。また、火葬・埋葬の許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

①　火葬の場合の措置

火葬した場合の焼骨は遺留品とともに一時寺院等に保管を依頼し、引受人が判明しだい縁故者に引き渡す。

②　火葬場の調整

町の火葬許可にあたっては、近隣市町村の火葬場の能力や遺体の搬送距離等を考慮し、火葬場を指示する。

遺体処理台帳は様式 27、埋葬台帳は様式 28 のとおりである。

（６）災害救助法が適用された場合の遺体の火葬、埋葬

災害救助法が適用された場合は、埋葬について委任のあった場合のほか、知事の補助機関として埋葬の実施にあたる。

火葬、埋葬は原則として町内で行う。遺体が他の町村に漂着した場合で、身元が判明している場合は、原則として、その遺族・親類縁者が引き取るものとする。火葬・埋葬に必要な用具は、なるべく現物をもって支給するものとする。

第１０節　社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地においては、社会的な混乱や心理的動揺も多分に現れると考えられるので、次により混乱の防止策を行うものとする。

１　社会秩序の維持

（１）情報パニックによる混乱の防止

防災行政無線その他を通じて正確な情報の提供を行うものである。具体的には第 12 節で示す。

（２）交通の混乱防止

本部長（町長）は警察機関と協議の上、交通規制、障害物の除去等を行い、交通の確保に努める。第 6 節に示すとおりである。

（３）公共施設等での混乱防止

災害時に、不特定多数の者を収容する避難所、公共施設等の管理者は、事前の計画に基づき混乱が生じないよう防災活動を行う。

（４）警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

① 通行禁止区域において、車両等の物件が緊急通行の妨害となって災害応急対策の実施に著しい支障のあるときは、警察官は車両等の物件の所有者に対し、当該車両等の移転等の措置を命ずることができる。

② 前記①の措置を命ぜられた者が現場にいない場合、あるいは指示に従わない場合は、警察官は車両等の物件を、やむを得ない範囲で破損することができる。

③ 前記①及び②の場合に警察官がいない場合は、災害派遣を命ぜられた自衛隊の部隊及び消防吏員の措置命令に準用する。

２　物価の安定、物資の安定供給

町は、生活必需品の買い占め、売り惜しみ等が生じないよう、県の指導を得ながら対策を講ずる。

第１１節　ライフライン施設等の応急復旧活動

災害発生時には、電力や水道等生活に直結した施設の一刻も早い復旧が望まれる。適切な応急復旧活動を行うためには、各関係機関との協力が重要である。

１　電力施設の応急復旧活動

（１）災害発生直後の応急活動

災害発生直後の応急対策としては、被災地区に動力発電機を搬入し、あわせて照明器具等を調達し配布するなどの対策を、建設部建設班が中心となり行う。

（2）電力供給機関の活動

東北電力（株）と東北電力ネットワーク（株）は、独自の災害対策の計画を定めておき、災害発生時には被害の状況に応じて対策組織を整備するなど、応急復旧に努めるものとする。

（3）電力供給機関に対する協力体制

東北電力（株）と東北電力ネットワーク（株）の復旧活動に対しては、地域責任者の要請により、消防団の派遣による労務の供与、資材輸送経路の確保等、最大限の協力を行うものとする。

2　簡易水道施設の応急復旧活動

（1）災害発生直後の応急活動

第8節に示したとおり、被災地区住民と協力して生活用水の確保に努める。

（2）状況の把握及び復旧計画の策定

建設部上下水道班は、被害の状況、被災住民に対する必要給水量、復旧までの見通しなどについて調査するものとする。

（3）復旧活動

調査の結果に基づき、町指定水道工事事業者等を指揮・監督して、おおむね次に示す要領により完全復旧を目指すものとする。

①　第一次復旧

被災直後にあっては、配水量1人1日10リットルを目標とし、露出配管により一部通水可能な程度の復旧を行う。消毒は遊離残留塩素0.4PPMを確保し、また被災地住民に均等に配水できるように指導・監督を行う。

②　第二次復旧

配水量1人1日30リットルを目標とし、主要配水管の復旧を図る。配水は供用栓により、被災地住民に均等に配水できるように指導・監督を行う。

③　完全復旧

被害状況を分析し、将来の災害に備えて十分な対策を施したうえで、被災前の配水能力に復旧するものとする。

3　鉄道施設の応急復旧活動

（1）鉄道事業者の活動

東日本旅客鉄道株式会社は、独自の災害対策の計画を定めておき、災害発生時には被害の状況に応じて対策組織を整備するなど、応急復旧に努めるものとする。

（2）鉄道事業者に対する協力体制

東日本旅客鉄道株式会社の復旧活動に対しては、地域責任者の要請により、消防団の派遣による労務の供与、資材輸送経路の確保等、最大限の協力を行うものとする。

4　通信施設の応急復旧活動

（1）災害発生直後の応急活動

①　通信手段の確保

電話通信の途絶した地域の避難所等に対しては、総務部が衛星携帯電話等を搬入し、最小限の情報伝達能力を確保して緊急の通信に備えるものとする。

（２）通信事業者の活動

通信事業者は、独自の災害対策の計画を定めておき、災害発生時には被害の状況に応じて対策組織を整備するなど、応急復旧に努めるものとする。

（３）通信事業者に対する協力体制

通信事業者の復旧活動に対しては、地域責任者の要請により、消防団の派遣による労務の供与、資材輸送経路の確保等、最大限の協力を行うものとする。

第１２節　被災者等への情報伝達活動

災害発生時の社会的混乱を防止し、住民の安全を確保するため、正確な情報を速やかに伝達し、広報活動を行う。また、住民等からの問い合わせ、意見、要望等に適切に対処するため、十分な体制を整備する。

１　被災者等への情報伝達活動

（１）情報の収集

災害時の情報収集については、第 2 節に詳細を示したが、情報の精度を高め、その情報を共有するために、各機関は相互に連絡を取り合うものとする。また、これらの情報は総務部で整理し、保管するものとする。

（２）情報伝達の実施手順

被災者等へ伝達する情報が不統一になるのを避けるため、情報の発信はすべて総務部が行う。総務部は調査部と協力し、収集した情報を検討し、被災者や住民が必要とする情報を適時、的確な範囲において伝達する。

（３）伝達する情報の内容

おおむね次の事項を、特に高齢者、障害者等要配慮者に配慮して伝達する。

① 被害の状況
② 気象の状況
③ 二次災害の危険性に関する情報
④ 避難指示
⑤ 災害対策本部の活動状況
⑥ 安否情報
⑦ 流言・飛語による社会的混乱防止の呼びかけ
⑧ 生活関連施設等の情報
⑨ 道路交通情報
⑩ 各種公共施設等の復旧情報

（４）伝達の方法

情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。防災行政無線の屋外放送及び室内受信を併

用することにより、伝達速度、情報量、正確性において極めて優良な伝達手段となる。なお、状況に応じ、次に示す各方法等により適切な伝達に努めるものとする。

① 町防災行政無線（屋外・屋内併用）
② 広報車からの広報
③ バイク・自転車を利用しての口頭伝達
④ チラシの配布
⑤ 役場及び出先機関での掲示
⑥ 放送事業者、新聞社等報道機関の協力による伝達

2 住民等からの問い合わせに対する対応

（1）対応窓口の設置

総務部内に住民等からの問い合わせに対する対応窓口を設置する。窓口では、前項において収集、整理された情報を、被災者、その関係者及び住民等からの要望に応じ的確に応答する。そのために、災害の状況に応じて、町役場庁舎内の優先電話の 1 回線を専用電話とし、24 時間体制で対応するなど、住民等の要望に沿うよう心がけるものとする。

（2）報道機関等からの問い合わせに対する対応

報道機関等からの問い合わせに対しては、総務部が対応する。状況に応じ、記者会見を行うなど総務部長と協議して対処する。

第１３節　応急教育活動

災害発生により義務教育が中断し、または不十分なものにならないよう、応急教育活動に万全を期するものとする。また、避難所としての各学校の性質を考慮し、早急な復旧活動を行うための対策を示す。

1 教育施設の応急復旧活動

教育施設に災害が及んだ場合においては、教育部長は、各学校長及び関係者から被害の状況を収集し、状況に応じた復旧を計画するものとする。

各学校は災害時の避難所として指定されているので、施設の部分復旧も考慮しながら早急な活動を行う。

2 応急教育の実施活動

（1）応急教育の実施

各学校長は、日頃から前述の応急教育実施計画を検討し、発災時には計画に基づき適切な活動を行うものとする。教育部は、実施計画に基づく各学校の活動が円滑に実施されるよう協力・監督する。

3　児童・生徒の避難活動

（1）避難の実施

各学校長は、災害発生時には、前述の計画に基づき、速やかな避難活動を実施する。

4　文化財等の応急対策活動

（1）応急対策の実施

災害発生時においては、教育部は被災情報の収集に努め、計画による応急対策活動が円滑に実施されるよう対処する。

第１４節　自発的支援の受け入れ

災害からの一刻も早い復旧を図るためには、自発的支援活動を受け入れ、公共機関及び被災地の住民が一体となって復旧活動を行うことが望まれる。ここでは、ボランティア活動と義援物資等を有効に活用するための基本的指針を定める。

1　ボランティアの受け入れ

（1）調整機関の設置

ボランティア活動を円滑に受け入れ効率的な復旧を実現するため、社会福祉協議会において老人福祉センター内に自発的支援活動の調整機関を設置する。この機関では、おおむね次の業務を行う。

①　住民からの要望の把握及び本部で収集した情報の検討
②　ボランティアの受付
③　ボランティア各個人の特殊技能を考慮しての活動の調整
④　ボランティア活動拠点の提供
⑤　ボランティア活動を行う人の生活環境の把握
⑥　活動状況の把握

（2）ボランティア活動の支援

調整機関でボランティアの活動内容の調整をはかる場合は、個人の特殊技能が生かされるよう配慮する。また、被災住民及び災害対策本部が一体となり、ボランティアの生活環境が保たれるよう努力しなければならない。

（3）登録被災者援護協力団体との連携

登録被災者援護協力団体との連携の確保に努め、支援活動を円滑に進める。

2　国民からの義援物資、義援金の受け入れ

（1）義援物資の受け入れと配分

住民部が、おおむね次のとおり義援物資の調整を行う。

①　住民からの要望の把握及び本部で収集した情報の検討
②　義援物資の受け入れ

③　義援物資の配分計画の策定及び配分
④　受け入れ希望物資リストの公表
⑤　個人等からの義援物資の辞退

（2）義援金の受け入れと配分

住民部が義援金の受付窓口となる。

本部長（町長）は、住民部長の意見を聞いて、義援金配分委員会を設置する。義援金配分委員会では、被災住民の要望の把握に努め、義援金の配分計画を作成する。これに基づき住民部が配分を行うものとする。

第１５節　各種災害において留意すべき事項

前項までに、各種災害に総合的に対処するための対策を示したが、ここでは、本町において特に大きな被害が予想される災害について、個々に留意すべき事項を検討し、応急対策計画に万全を期するものとする。

また、当町は原子力防災害対策重点区域ではないが、原子力災害発生時における住民等への情報提供等について示す。

１　風水害

（1）風害の応急対策

暴風による倒壊・破損家屋の片づけ、風倒木の除去等、消防団、区長等関係機関と協力し対応する。

（2）水害の応急対策

水害発生時には、住民の速やかな避難が最も重要となるので、調査部その他、全災害対策本部を上げて機動的な情報収集に努め、消防団、被災地の区長等と協力し的確な避難誘導を行うようにしなければならない。

２　火災

（1）連絡体系の整備

火災の拡大を防ぐためには、迅速な消火活動が重要であるため、町消防団は正確な情報収集を行い、これを能率的かつ正確に団員に伝達できるように連絡体系を整備しなければならない。

（2）関係団体との協力

消防団との連絡体制を強化し、また火災の規模に応じては応援協定による近隣町村消防団の出動要請を行うなど、迅速かつ的確な状況判断により、関係団体と協力して消火活動にあたるものとする。

３　土砂災害

（1）各団体等との協力体制

災害発生時には、消防団、区長等関係機関と協力して復旧にあたる。

（2）災害の防止対策と二次災害の防止

土砂災害は、状況把握とその後の処理により最小限に食い止めることが可能であるため、専門家の実施調査等及び適切な応急工事を実施するものである。

4　雪害

（1）生活道路の除雪体制

通常の除雪体制では対処できない降雪があった場合、または雪崩等により道路の通行に支障をきたした場合には、建設部建設班が中心となり、道路管理者及び関係機関と協力しながら、町内の建設事業所に作業を委託するなどの対策により速やかな復旧を図る。

（2）住宅、その他の施設の除雪

豪雪により住宅の倒壊などが予想される場合において、老人世帯等生活弱者については、保健福祉部福祉班が社会福祉協議会等と協議の上、対策をとるものとする。

豪雪や雪崩により住宅や生活関連施設等が倒壊、破損した場合においては、町消防団及び被災地区長等と協力しながら処理にあたる。

5　農林業災害

（1）農業災害の応急対策

農作物、農地または農業施設等に被害が生じた場合は、農林部農業班は被害の状況、復旧までの見通等について調査を行い、記録簿（様式 1－3）に記載し、総務部長に提出するものとする。

復旧にあたっては、農林課で別に定めた農林業災害の対策計画により、建設部建設班、農業改良普及センター及び農業協同組合等と協力し、被害の状況に応じた適切な処理を行うものとする。

（2）林業災害の応急対策

災害により森林、林道施設、治山施設、林産物生産施設等に被害が生じた場合は、農林部林業班は被害の状況、復旧までの見通等について調査を行い、記録簿（様式 1－3）に記載し、総務部長に提出するものとする。

復旧にあたっては、建設部建設班、山林施設等の所有者及び森林組合等関係団体と協力し、被害の状況に応じた適切な処理を行うものとする。

6　原子力災害

（1）原子力災害の応急対策

当町は原子力防災害対策重点区域ではないが、原子力災害発生時には県等と連携し、原子力災害の情報（原子力発電所の状況、モニタリング結果等）等の必要な情報を防災行政無線などを通じて住民等へ情報提供を行うものとする。

また、県が策定した福島県原子力災害広域避難計画等に基づく町外（いわき市）からの避難者の受入要請を踏まえ、避難所を開設し避難者の受入を行うものとする。なお、県及び前述の市町村以外からの受入要請についても可能な限り受け入れるものとする。

第１６節　要配慮者対策

高齢者、傷病者、障害者（児）等のいわゆる要配慮者は避難時、あるいは避難場所での生活等において困難に直面することが予想されるので、特に配慮を要する。

１　要支援者に係る対策

（１）避難のための情報伝達

町は、災害が発生するおそれがある場合は、「避難情報の発令の判断基準」（33 頁）に基づき、各情報を適切に発令・伝達し、その発令・伝達に当たっては要配慮者が円滑に避難できるよう以下の事項に留意して行う。

①　高齢者等避難の発令・伝達

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たっては、「高齢者等避難」の発令・伝達が重要であるため、適切に「高齢者等避難」を発令・伝達する。その発令・伝達に当たっては、高齢者、障害者等にもわかりやすい言葉や表現を使って行う。

②　多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時等は、迅速かつ着実に「高齢者等避難」を発令・伝達できるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線、一般加入電話及び広報車による情報伝達に加え、携帯端末等による緊急速報メールを活用するなど複数の手段を組み合わせること。また、避難行動要支援者の特性に応じて、ＦＡＸや防災行政無線等を活用して情報伝達を行う。

③　要配慮者利用施設への情報伝達

町は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者が利用する施設について、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報、土砂災害警戒情報、高齢者等避難及び避難指示等の各情報について、防災行政無線、一般加入電話及び広報車を軸として発令・伝達を行う。

町の要配慮者利用施設については資料 17 のとおりである。

（２）避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、災害発生時には、避難支援等関係者が、あらかじめ町から提供された避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を基に避難支援等を行うとともに、町は平時からの情報提供について同意していない避難行動要支援者についての情報も、避難支援等関係者その他の者に提供し、避難支援等の協力を要請する。

①　避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者はあらかじめ町から提供された避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。

② 避難支援等関係者等の安全確保措置

町は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保のための措置をとる。

2 社会福祉施設等に係る対策

（1）地域の社会福祉施設は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い者から優先的に、施設への受け入れに努める。

（2）被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及び人的な不足数を把握し保健福祉部長に支援を要請する。

（3）町は以下の点を重点的に実施する。

① ライフラインの優先的な復旧、及び他事業者への要請

② 復旧までの間、水、食料品等日常生活の確保のために必須な物品の確保

③ ボランティアへの情報提供

3 障害者及び高齢者に係る対策

（1）被災した障害者及び高齢者に対して、生活必需品、利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

（2）避難所においては、被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、携帯便器、おむつ等の物資や人材について確保する。

（3）避難所や在宅におけるニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所など、必要な措置をとる。

4 児童に係る対策

（1）保健福祉部長は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。

（2）親族による受け入れの可能性を探るとともに、養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行う。

また孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸し付け、日本年金機構による遺族基礎年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的な支援を行う。

第５章　災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況が予想されるので、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第１節　地域の復旧・復興の基本的方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共機関の管理者の意向等を勘案しながら、迅速な原状復旧を目指すか、又は、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。被災地の復旧・復興は、町が主体となって、住民の意向を尊重しつつ、関係機関の協力を得て計画的に行い、国県の財政措置等の導入に最善を尽くして進めるものとする。

第２節　迅速な原状復旧の進め方

１　被災施設の復旧等

町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

復旧事業にあたっては、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については可能な限り土砂災害防止対策を行いながら行う。

被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の視点から、可能な限り改良復旧等を行えるよう対応する。

災害復旧対策計画の事項別項目は次により対応する。

１　公共土木施設災害復旧事業計画

（１）道路公共土木施設事業復旧計画

（２）河川公共土木施設災害事業復旧計画

２　農林水産業施設事業復旧計画

３　上水道災害復旧事業計画

４　住宅災害復旧事業計画

５　社会福祉施設災害復旧事業計画

６　学校教育施設災害復旧事業計画

７　社会教育施設災害復旧事業計画

８　文化財等災害復旧事業計画

９　災害復旧金融資金計画
１０　被災中小企業振興計画
１１　被災者の生活確保計画
１２　その他の災害復旧事業計画

２　がれき・風倒木の処理

がれき・風倒木の処理処分には、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、適正な処理を行う。

処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

３　激甚災害の指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害「激甚災害」に相当する被害を受けた場合は、災害の状況を速やかに調査して、早期に激甚災害の指定が受けられる措置をし、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう定められた手続き等を行う。

第３節　計画的復旧の進め方

１　復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、集落の移転も考慮しながら、産業基盤の改変も含め、速やかに復興事業を実施できるよう復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

道路、河川等広域的な取り組みを要する事業については、町村間の連携、国県との連携をとりながら、迅速・的確な事業の実施を行う。

２　防災まちづくり

再度の災害防止とより快適な生活環境を目指し、町民の安全にも配慮した防災まちづくりを実施する。まちづくりには現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めながら進める。

防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。さらに必要に応じ、避難路、避難地、防災活動の拠点となる道路等に考慮して進める。

第４節　被災者等の生活再建等の支援

大規模災害発生時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるものとする。

また、災害救助法に該当しない場合の災害においても災害救助法における被災者等の生活再建等の基準に準じた支援を行うものとする。

１　義援金の配分

（１）義援金の受入れ配分

町は国及び県から寄託された義援金について、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

（２）配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの)、人的被害等とする。

（３）迅速な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるものとする。

２　被災者の生活確保

（１）住宅の支援

被災者の自力による住宅の再建には、住宅金融支援機構等の融資が適切に行われるよう対応する。なお、復旧過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、生活の維持を支援する。

（２）租税の徴収猶予等の措置

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

３　被災者への支援

（１）被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、これをもって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

（2）支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（法第 2 条第 1 号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

① 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害（同条第 2 項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第 1 条第 1 号）

② 10 以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第 1 条第 2 号）

③ 100 以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第 1 条第 3 号）

④ ①又は②の被害が発生した市町村を含む都道府県で 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万未満に限る。）における自然災害（施行令第 1 条第 4 号）

⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口 10 万未満に限る）で、①～③の区域のいずれかに隣接し、5 以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第 1 条第 5 号）

⑥ ③又は④に規定する都道府県が 2 以上ある場合における市町村（人口 10 万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により 5（人口五万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（施行令第 1 条第 6 号）

（3）支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

① 居住する住宅が全壊（全焼、全流出を含む。）した世帯（以下「全壊世帯」という。）（法第 2 条第 2 号イ）

② 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに 至った世帯（以下「解体世帯」という。）（法第 2 条第 2 号ロ）

③ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯 （以下「長期避難世帯」という。）（法第 2 条第 2 号ハ）

④ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（法第 2 条第 2 号ニ）

⑤ 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「中規模半壊世帯」という。）（法第 2 条第 2 号ホ）（②から④までに揚げる世帯を除く。）

（4）支援法の適用手続き

① 町の被害状況報告

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告するものとする。

② 県の被害状況報告及び公示

知事は、町長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

（5）支援金支給の基準

支給額は，以下の 2 つの支援金の合計額となる。ただし，単数世帯の支給額は各該当欄の金額の 3/4 となる。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

被害程度	全　壊	解体 （半壊・敷地被害）	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	―

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

	再建方法	建設・購入	補　修	賃　貸 (公営住宅以外)
全壊・大規模半壊	支給額	200 万円	100 万円	50 万円
中規模半壊		100 万円	50 万円	25 万円

（6）支給申請書等の提出

① 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

② 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要のある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

ア　住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ　住宅が全壊又は大規模半壊、中規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様。）

ウ　長期避難世帯に該当する旨の証明書面

③ 支給申請書等の送付

町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付するものとする。 県は、町から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付するものとする。

④ 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

4　災害弔慰金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。

5　罹災証明書の交付

（1）町は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付する。

（2）町は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じる。

（3）罹災証明書の交付にあたっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努めるものとする。

6　被災者台帳の作成

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。

（1）被災者台帳に記載する内容

①　氏名
②　生年月日
③　性別
④　住所又は居所
⑤　住家の被害その他市町村が定める種類の被害の状況
⑥　援護の実施の状況
⑦　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
⑧　電話番号その他の連絡先
⑨　世帯の構成
⑩　罹災証明書の交付の状況
⑪　台帳情報を市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
⑫　台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
⑬　被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
⑭　その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

（2）台帳情報の利用及び提供

①　台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に

係る個人番号 （マイナンバー）は含まないものとする。

ア　本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

イ　町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

② 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ　申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ　提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ　提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的

オ　台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

第５節　被災中小企業・農業の復興その他経済復興の支援

被災中小企業の自立を支援するため、日本政策金融公庫の災害復旧貸付等により、運転資金、設備資金の低利融資を行う。

被災農林漁業者に対し、施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融資する。